

2004年4月13日

SUIGENREN
DAYORI
No.28

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

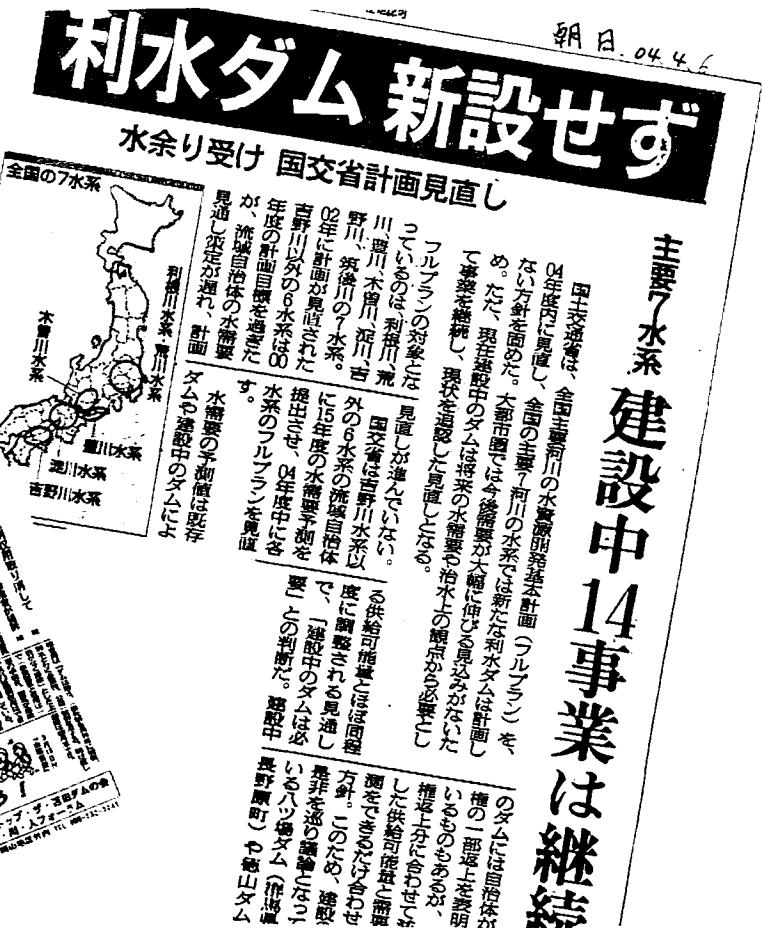
郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>



自治体負担、曲折も
徳山ダム利水、削減相次ぐ



一目次一

・事務局からの報告	2
・世話人会報告	6
・1級河川の河川整備基本方針および 河川整備計画に関連した資料請求	10
・RWESA-Jダムセミナー報告	12
・辰巳ダム上流へ150m移動	18
・首都圏の水問題、八ッ場ダム	21
・徳山ダム問題の今	29
・「紀ノ川河川整備計画原案」作成に向けて	37
・収用採決取り消し訴訟と広範な市民への運動展開へ（苦田）	41
・肱川流域委員会と「整備計画素案」について	46
・公務執行妨害容疑とTV映像の証拠利用	49
・川辺川ダム問題の現状と展望	51
・ご挨拶 藤田恵	56

「水源連だより」No.28 に向けた「報告」

全国各地の動きと水源連事務局を中心とした動きを報告します。

1. 全国各地の主な動き

全国各地のうごきについてその概要を記します。

川辺川ダム問題については新たな利水計画（国営川辺川土地改良事業計画）が策定されるまで凍結状態になっています。国が再提示した利水計画案は川辺川ダム以外の二案もあるとはいえ、費用を比較すると、川辺川ダム案が有利になるようになっているため、原告側や県から厳しい批判が出され、先に進まない状態になっています。治水に関しては、国と住民が県のコーディネートの下で共同で「森林の保水力の検証」を行うことになり、その事前打ち合わせが進んでいます。

苦田ダム問題については、2003年12月19日に、苦田ダム収用裁決が出されました。収用委員会審議での争点の一つであった境界が不確定な土地に関しては、勝手に面積をきめて収用補償額を提示しており、全く不当な裁決でした。「収用裁決に不満があるならば裁判を起こせ」ということですが、行政事件訴訟法は「執行不停止の原則」＝「訴訟中でも事業は停止しない」となっているので、いくら裁判を起こしても事業は進むことになります。苦田ダム計画に反対をしてきた皆さん227名が2004年3月15日に収用採決の取り消し訴訟を提起しています。係属中の事業認定取り消し訴訟との併合審理になると思われます。「収用裁決に不満があるならば裁判を起こせ」という収用委員会の姿勢は岡山県収用委員会だけでなく、熊本県収用委員会にも見られました。行政事件訴訟法の「執行不停止の原則」を「執行停止の原則」に替えさせることが私たちの課題です。

ハッ場ダム問題については、国土交通省の事業費倍増の計画変更案に対して、関係都県知事が議会の承認を得た上で意見を述べることになっていますが、残念ながら、群馬県を除く4都県は議会を通過しました。しかし、今回の事業費倍増案がハッ場ダム問題への関心を高めるきっかけとなり、ダム反対運動の輪が大きく広がりつつあります。「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」「ハッ場ダムを考える会」など、ハッ場ダムに反対する多くの人々がハッ場ダム反対運動を精力的に展開しています。

山鳥坂ダム問題については、肱川河川整備計画策定のために設置された肱川流域委員会が委員会としての意見を取りまとめることなく3月22日に終了しました。住民を対象とした「意見交換会」「公聴会」も終了しています。四国地方整備局は「流域委員会からの意見、流域住民の意見を聴いたので、肱川河川整備計画案を作成する」としています。法的には四国地方整備局が河川整備計画案を作成し、それを流域自治体に示して意見を聴いた上で、「肱川河川整備計画」を策定することになります。

2. 事務局からの報告

河川整備計画策定状況の調査、同計画策定過程への住民参画を保障する仕組みの検討などに取り掛かりました。

1月31日には世話人会を東京で開催しました。

肱川河川整備計画策定に関しては、意見交換会の傍聴、2月28日の大洲市で開催された「出

前講座」への出席など、同素案の欺瞞性を明らかにする行動、その手続きを糾す行動など、現地の皆さんと共に取り組んでいます。

住民排除の肱川流域委員会に対する抗議行動に関して、四国地方整備局が岩畠氏を刑事告発したこと、大洲署が松山地方検察庁へ書類送検したことに対してはそれぞれ抗議要請文を送り付けました。

日本が関係する海外のダム問題について、4月5日に勉強会、交流会を兼ねた集会を東京都内で開催しました。

1) 河川整備計画関係の報告

河川整備計画策定に向け、住民が素案策定の段階から参画するシステムが保障されていないことから、肱川流域委員会のような問題が生じています。住民参画のシステムを具体的に提案することと、皆さんが各関係河川の河川整備計画の策定状況を各河川事務所や県に問い合わせするときの材料を提供することを目的に、中村敦夫参議院議員を通して、別添（「一級河川の河川整備基本方針および河川整備計画に関連した資料請求」）の資料請求を行いました。情報を入手出来次第、整理して皆さんにお配りする予定です。

2) 世話人会報告概要（詳細については別項参照）

開催日時： 1月31日 午後1時から午後5時

開催場所： 水道会館2階会議室

出席者： 藤原・近藤・三橋・岩畠・古久保・高橋・山崎・真下・大河原・田淵・早川

嶋津・遠藤・佐藤・和波・渡辺・氏家

書記役：渡辺

1. 世話人・事務局の確認およびメーリングリスト（以下MLと略す）の件

- 事務局より、世話人・事務局のリストおよび事務局・世話人 ML の参加者一覧表を示し、経過等の説明を行った。

世話人、及び事務局・世話人会MLメンバーに関して意見交換を行い、以下の方向が合意された。

- 世話を各団体から一人推薦してもらうことにしたのは、総会が事務局からの報告・提案だけで終わるのではなく、実質的な相互の意見交換・意思の疎通を図ることができるようになることが大きな目的。個人として水源連の活動に主体的に関わっていただける方にも世話を依頼する。
- 水源連の活動への関わり方にそれぞれの違いがあるが、総会で合意を得たように、世話人が問題提起をし、事務局と検討しあい、実施可能と判断されたものは共に協力して進めていく。
- 事務局・世話人MLは単なる情報交換よりは、問題提起、相談、作戦を練る、など議論の場とする。（会議で確認はしていないが、このMLに掲載されたことは内部扱いとする。）
- suigenrenMLには水源連の会員ができるだけ多くの情報を共有することを目的とする。多くの会員に suigenrenMLに加入してもらうと同時に、発信をお願いする。

2. 最近の各地の状況報告

山鳥坂ダム、徳山ダム、ハッ場ダム、思川開発、奥胎内ダム、天竜川から報告があった。

3. 河川整備計画策定と流域委員会について

河川整備計画策定と流域委員会の問題について討議を行った。

- ・ 12月25日の国交省交渉の場では、各地で進められている河川整備計画作りや流域委員会の進め方については各地の地方整備局が行っているので、本省からは口出しし難いという弁解もされていることや、中国・近畿・中部各地方整備局とのやりとりの報告も含めて検討した結果、国への働きかけだけでは不十分で、各地方での働きかけも別途考えていくことになった。

(現在、各地方での働きかけに使える資料を準備中)

4. 2004年水源連総会について

- ・ 次回の総会開催地として、小豆島の内海ダム反対運動団体から要望がでている。
- ・ 今後、他にも要望があればそれも含め、検討をする。

3) 脇川河川整備計画・山鳥坂ダム関連について

- ・ 2月27日に公聴会、28日に出前講座が開催された。出前講座には水源連より嶋津・遠藤両代表が出席した。時間の関係と出前講座の制約があって、十分な議論はできなかつたが、国土交通省と住民側の相違点と今後詰めるべき課題が明確になった。
- ・ 大洲市議会には、3件の請願が出された。住民投票の会では「基本高水決定のやり直し、流域委員会に住民を加える事」を求める請願。公正な大洲市政の会では「住民代表の流域委員会への参加、十分な時間をかけての河川整備計画の策定」を求めた。また、ダム建設推進の請願も出た。
- ・ 3月22日に、第4回流域委員会が開催され、委員会としての意見をまとめることなく、流域委員会を終了。
- ・ 河川整備計画が決定される前に、ダム建設の是非を議論する場を設定し、マスコミが報道するようにする必要がある。
- ・ 4月18日に大洲市内で現地の皆さんと水源連事務局とで今後に向けた打ち合わせを行う。

4) 藤田恵氏（前木頭村長）の参議院選挙立候補について

- ・ みどりの会議と、吉野川の市民団体の働きかけにより、みどりの会議として参院選全国区から藤田恵氏が立候補することが決定した。
- ・ 水源連が、組織として応援体制をとることはむずかしいので、次のようにしたい。
- ・ 藤田氏の立候補については、藤田氏が水源連発足時からの会員であるので、マーリングリストや水源連だよりなどで会員に知らせていく。藤田氏からの投稿があれば、水源連だよりへ掲載する。

5) 『日本と東南アジアのダム：改めてその必要性を問う』 RWESA-Jダムセミナー報告

4月5日、RWESA-J主催によるダムセミナーを開催した。今回のセミナーの目的は、水源連、メコン・ウォッчи、FoE-Jのそれぞれが取り組んでいるダム問題の合同学習会を開催し、交流・連携を深める事に あった。当初は身内の小さな学習会として企画していたが、予想外に六十名以上の人人が参加者し、資料が足りないほどの盛況だった。

セミナー第一部では水源連、メコン・ウォッчи、FoE-Jが、それぞれ取り組んでいるダム問題について発表を行ったほか、第2部では、報告者をパネラーに参加者と討論を行った。(詳しくは別頁参照)

事務局からのお願い

会費の納入について

今年度の会費、カンパ等についてはすでに多くの方から入金をいただいております。これまで入金の領収書については、経費節約のため機関紙発行時に同封する方式で行ってきました。今回もこの方式で処理しましたが、領収書を早く受け取りたいケースがあることなどの理由から、今後は、入金確認後、速やかに領収書を発行する処理方式に変更したいと思います。そのほか、振込み票に印刷していた氏名、住所等を省略しますので、よろしくお願ひします。

また、事務の簡素化のため、会費の入金済み、未納にかかわらず、機関紙発行時には振込み票を同封します。すでに納入済みの方は破棄して下さい。都合で納入の遅れている方は是非早めの納入をお願い致します。

水源連MLへの参加を！

水源連では、年4回発行のこの「水源連だより」だけでは状況に即応した情報を提供できないので会員からの情報を交換するEメールでのマーリングリストを開設しています。できるだけ多くの方に参加をいただきたいと思っています。参加希望の方は下記宛てにご連絡下さい。

連絡先 watanabe@axera.co.jp

次号への資料・原稿の協力依頼

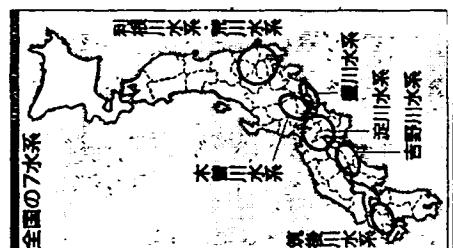
次の水源連だよりの発行は7月頃に予定しています。各団体の活動状況などの資料・原稿・情報を事務局までお送り下さい。

年月日 04.4.6

第三種郵便物認印

利水ダム新設せざ

水余り受け 国交省計画見直し



主要7水系建設中止事業は終結

国土交通省は、全国7河川の水資源開拓基本計画(つうとうけいか)を、
平成21年4月に見直し、全国の計画で7河川の水系で既存のダムがなくなり計画
がなくなりました。大輪に図じた今後建設の必要性が認められなかった
ため。ただし現在建設中のダムは計画の水資源開拓と国土の整備との整調にし
て事業を実施し、現状を踏まえた見直しだった。

つうとうけいかの改訂は、
これまでの7河川、荒川、吉
野川、木曽川、淀川、吉
野川、筑後川の7水系。
02年に計画が見直された
吉野川以外の6水系は08
年度の計画目標を達成す
が、流域自治体の水需要
見直し策が遅れ、計画

見直し改定された。計画
が、流域自治体の水需要
見直し策が遅れ、計画

の改訂は既に終了した。
国土交通省が直轄による
外の6水系の流域自治体
による年度の水資源開拓を
提唱された。流域自治体が
水系のつうとうけいかを見直

す。

水需要の見直せ計画
ダムの建設中の水系が

出でる流域の農業地
盤整備、名古屋市が水利

権の1部を譲り受けた。

全国各県で「水系

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

(改訂実施率)と全国
7河川の計画が水資源
開拓事業は終結です。

現行の7河川の計画

の改訂は既に終了した。
の改訂は既に終了した。

世話人会報告

開催日時： 1月31日 午後1時から午後5時

開催場所： 水道会館 4階会議室

出席者： 藤原・近藤・三橋・岩畠・古久保・高橋・山崎・真下・大河原・田淵・早川

　　嶋津・遠藤・佐藤・和波・渡辺・氏家

書記役： 渡辺

1. 世話人・事務局の確認およびメーリングリスト（以下MLと略す）の件

提案・説明

- ・ 事務局より、世話人・事務局のリストおよび事務局・世話人 ML の参加者一覧表を示し、経過等の説明を行った。
- ・ 総会の決定に従って、水源連だより 27 号で世話人の募集を行った。また、各団体から一人の世話人を目標に、個別のメールで世話人の依頼を行い、世話人を引き受けていただけた人を現段階の世話人とした。事務局関係者と共に、事務局・世話人MLのメンバーとして登録した。

方向性の合意事項

- ・ 世話人、及び事務局・世話人会MLメンバーに関して意見交換を行い、以下の方向が合意された。
- ・ 世話人を各団体から一人推薦してもらうことにしたのは、総会が事務局からの報告・提案だけで終わるのではなく、実質的な相互の意見交換・意思の疎通を図ることができるようになることが大きな目的。個人として水源連の活動に主体的に関わっていただける方にも世話人を依頼する。
- ・ 水源連の活動への関わり方にそれぞれの違いがあるが、総会で合意を得たように、世話人が問題提起をし、事務局と検討しあい、実施可能と判断されたものは共に協力して進めていく。
- ・ 事務局・世話人MLは単なる情報交換よりは、問題提起、相談、作戦を練る、など議論の場とする。（会議で確認はしていないが、このMLに掲載されたことは内部扱いとする。）
- ・ suigenrenMLには水源連の会員ができるだけ多くの情報を共有することを目的とする。多くの会員に suigenrenMLに加入してもらうと同時に、発信をお願いする。

2. 最近の各地の状況報告

山鳥坂ダム

- ・ 山鳥坂ダムは地元の一部政治家のためのダムである事をメディア等で訴えてゆきたい。
- ・ 政治のために山鳥坂ダムが強力に進められている。地元建設会社のオーナー・元国会議員のN氏は、20 億円の借金を持っており、ダム建設が決定されるとお金が入る事になっている。
- ・ 市民側も住民投票の請求や、市長のリコールなどの活動を続けてきたが、糾余曲折があった。
- ・ 中予分水は法的には中止となっていない。
- ・ 流域委員会は学識経験者 7 名と、ダム推進協議会の市町村長 7 名で構成されているおかしなものである。市民を排除する委員会のおかしさを各委員に突きつけ、委員を辞任するよう働きかける。
- ・ また、最終とされる第 4 回の流域委員会当日に市民が大勢押しかけるようにしたい。推進派は建設会社社員を動員してくる。

- ・ 2月2日から6日まで5回に渡って住民意見交換会が予定されている。また、2月27日には公聴会が予定されている。

徳山ダム

- ・ 規定の事業費を上回りそうになってきたことで、水資源機構から事業費大幅増額案が出され、受水予定団体が大きく動搖してきている。
- ・ (反対運動として) 名古屋市には撤退も含めて参加の是非を徹底検討することを求めている。名古屋市は全面撤退はしないだろうが、受水量の減少で徳山ダムの利水容量が減ることは確か。
- ・ 余った容量の扱いとして、4億トンの無効水量（現在は3億トン）を設定するか？できなければ、洪水調節の容量などで調整して、ごまかすのではないか？
- ・ その場合は、河川整備計画の範囲となるので、河川整備計画策定と関連させて攻めている。
- ・ 治水容量への振り替えになると、負担額が増加する三重県も含めてかなり難航するのではないか。
- ・ 一度凍結してそれらの議論をきちんと行おう、という運動を進めようとしている。
- ・ 残りの工事を進めるのに、今後960億円必要になる。
- ・ 木曽川水系一木曽・長良・揖斐一の河川整備計画策定関係については、中部地整のHPの情報から推測すると、中部地整主催のイベントに参加した人を流域委員会のメンバーにするつもりであるらしい。
- ・ 裁判の付言（水需要予測が現実と乖離して大きいことを認め、その対策が必要であることの指摘）を新聞などが大きく取り上げたので、その影響で、利水容量は下方修正することになった。
- ・ 4月24日に名古屋市で『徳山ダムをやめさせる会』のシンポジウムをおこなう。

ハッ場ダム

- ・ 事業費の大幅増額の基本計画変更案をめぐってハッ場ダム問題がメディアでかなり取り上げられている。
- ・ エコツアーや議員対応などをやっている。
- ・ 地質の脆弱さが新たな問題となっている。
- ・ 2月1日に前橋でシンポジウムを行う。その後、院内集会や、シンポジウムを立て続けに行う。
- ・ 事業費の大幅増額案は東京都議会を通ってしまったが、埼玉、群馬、千葉などは、これから。埼玉では知事がマスコミ上で事業費大幅増額はおかしいと明言している。
- ・ 埼玉県はこの問題を検討する場として、懇話会を作った。
- ・ 都議会では事業費大幅増額案が承認されてしまった。都市計画環境委員会では民主党と生活者ネット、共産党が反対したが、自民党、公明党が賛成で通過。本会議では生活者ネット、共産党が反対、民主党は退場、自民党、公明党が賛成で通過。
- ・ 事業費増額案を12月議会の議題にしたのは、栃木と東京だった。千葉、埼玉は3月の議題になるだろう。しかし、民主党の姿勢はわからない。

思川開発

- ・ 東大芦川ダムが止まった。
- ・ 南摩ダムと一緒になので、完全に死んだわけではない。
- ・ 3月27日（土）に、嶋津さんを講師としたシンポジウムを予定している。

- ・ 渡良瀬第二貯水池の治水部分が復活しそうな気配である。
- ・ 南摩ダムによる治水効果は渡良瀬遊水池でゼロになる（南摩ダムは渡良瀬遊水池に至るまでの思川の洪水調節を行うことになっているので、利根川とは関係がない）ので、渡良瀬遊水池より下流都県は治水分の負担をする必要がないはずである。千葉はこれにお金を出すか？千葉の負担が120億円。すでに12億円を払っている。千葉は水が余っているので、本當は利水負担分の51億円は払いたくないはずである。
- ・ 現在、千葉県への監査請求を行っている。
- ・ 思川開発に対する意見書を県議会に出したが、結果的に民主党は乗ってくれなかった。
- ・ 千葉の堂本知事は自民党にすり寄っているような動きが見える。

奥胎内ダム

- ・ 再評価の年がやってくる。
- ・ 新潟県知事の選挙が11月にある。平山現知事は前回は共産党以外のバックアップを得た。先の選挙では、民主党ががんばっている。県知事を変えることが当面の目標だが、民主党の動きが読めない。黒岩さんが勝てそうなのだが、まだ混沌としている。
- ・ 再評価の要望書を出してあるが、議会ではまだ審議されていない。
- ・ 奥胎内ダムの専門委員会を作ってくれと言う要望も出してある。
- ・ 6人の委員会の委員長は、コンクリート工学の御用学者。
- ・ 昨年のシンポジウムで本当の目的がわかつてきた。観光のための道路計画が本来の目的ではないかと思われるが、地元では治水上必要だということを県が説明している。
- ・ 県は羽越水害を前面に出て治水上必要だと主張している。
- ・ 必要なのは遅れている河川改修である。河川改修を後回しにして、ダムを最優先にしている
- ・ 羽越水害の実績流量ではダムは必要ないが引き延ばして100年確率洪水にしている。
- ・ 治水容量をあまり見ていないダムもある。堆砂容量を考えると無謀である。
- ・ 地元には全く反対がない。

天竜川

- ・ 水郷水都全国会議が開催される。
- ・ 講師として山形県鶴岡市議の草島氏を候補としたが、鶴岡市に問い合わせた浜松市側が草島氏は「反体制」であるという理由で難色を示した。
- ・ 2月22日に、天竜川の佐久間ダムにおける堆砂問題対策としての「流砂促進事業」の見学会が開催される。

3. 河川整備計画策定と流域委員会について

主な報告・意見

- ・ 淀川流域委員会における市民委員の位置付けについて近畿地方整備局に問い合わせを行った。流域委員会の市民委員は、「地元の特性に詳しい委員」として学識経験者の枠で委員会に参加しており、「住民の代表」としての位置づけではない。幅広い住民参加は、説明会・対話集会など、委員会とは別の形で進めている。
- ・ 12月25日の国交省交渉では、河川整備計画策定や流域委員会の進め方については地方整備局が判断することであるので、本省から口出しすることではないということだった。
- ・ 国への働きかけだけでは改善が期待できないのではないか。各地方での働きかけを別途考えていく必要があるのではないか。

- ・ 当面は、緊急性が高い肱川の河川整備計画問題への対策を考える必要がある。
 - ✧ 水源連の資料、日弁連の意見書、ファイナンシャルタイムズの記事などを武器としてダム推進派に対しても働きかけていく必要がある。
 - ✧ その後の肱川流域委員会では、推進側が200名もの傍聴者の大量動員をかけてきている。また、警備もかなりの体制を敷いている。これに対して反対派は20名ほどの傍聴だった。
 - ✧ 大洲市の住民投票請求運動では数多くの市民が動いていたが、住民投票否決後のリコール運動からダム反対派が割れ、一部のグループは流域委員会を静観する構えでいる。
 - ✧ 佐藤謙一郎衆議院議員は積極的に動いてくれる姿勢なので、12月25日の本省交渉後の打ち合わせに沿って、その後の四国地方整備局の対応を報告し、次の本省交渉へつなげていく必要がある。
 - ✧ 水源連事務局から遠藤氏が2月6日の意見交換会に出席し、様子をうかがう。また、可能であれば肱川町長と面談したい。 (2月6日に面談しました。)
 - ✧ 一連の意見交換会が終了後に、佐藤議員に肱川地元の状況を報告し、再度の本省交渉をセッティングしてもらう。
 - ✧ 肱川の治水について、討論会を開催する必要がある。討論会の中で市民側の基本高水流量があまりにも過大であることや河川改修による治水で十分であることなどを示し、山島坂ダムの不当性を明らかにしていく必要がある。地元だけでは、大それた治水論を展開できないので、水源連事務局など、市民側の専門家を呼んで、議論することにすればよい。 (2月28日に大洲市内で第1回目の討論会を行いました)
- ・ 各地方整備局に対して、河川整備計画策定における住民参加の状況について情報収集をする必要がある。
 - ✧ フォーマットを作成し、フォーマットに沿って各地方整備局から情報を得て行きたい。

4. 2004年水源連総会について

- ・ 次回の総会開催地として、小豆島の内海ダム反対運動団体から要望がでている。
- ・ 今後、他にも要望があればそれも含め、検討をする。

一級河川の河川整備基本方針および 河川整備計画に関する資料請求

1. 一級河川 109 水系のそれぞれについて、既設ダム、建設中ダム、計画中ダムの名前およびそのダムが位置する支川の名を示されたい。ここで、ダムは総貯水容量が100万m³以上のダムをいう。
2. 一級河川 109 水系のそれぞれについて、知事管理区間(指定区間)を示されたい。
3. 一級河川 109 水系のそれぞれについて、旧河川法に基づく工事実施基本計画に關し、次のデータを示されたい。
工事実施基本計画の策定年月、計画規模、洪水の基準点、基準点の基本高水流量、計画高水流量、ダム等の洪水調節施設の名称
なお、工事実施基本計画が複数回策定されている場合は、それぞれの工事実施基本計画について上記のデータを示されたい。
4. 一級河川 109 水系のうち、河川整備基本方針が未策定の水系のそれぞれについて次のことを明らかにされたい。
 - (1) 河川整備基本方針策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)
 - (2) 河川整備基本方針の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)
5. 一級河川 109 水系のうち、河川整備計画が未策定の水系のそれぞれについて次のことを明らかにされたい。
 - (1) 河川整備計画策定に向けて取り組んできた今までの経過(年月も入れて具体的に)
 - (2) 河川整備計画の策定までの今後のスケジュール(年月も入れて具体的に)
 - (3) 河川法第16条の2の3項について今まで行ってきたこと
 - ① 流域委員会またはそれに類似する組織を設置した場合はその開催年月とその各会議の議題
(上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)
 - ② まだ設置しない場合は流域委員会の準備会(フォーラム、懇談会またはそれに類似する組織)の開催年月とその各会議の議題
(上記の組織を支川ごとに設置した場合は支川ごとに示す。)
 - ③ そのような準備会もまだ設置していない場合は流域委員会およびその準備会の準備をどのように進めてきたかを具体的に
 - ④ 以上その他に河川法第16条の2の3項について今まで行ってきたこと(具体的に)

- (4) 河川法第16条の2の3項に関する今後行う予定になっていること(具体的に)
- (5) 河川法第16条の2の4項に関する今まで行ってきたこと
- ① 公聴会、意見交換会、出前講座等を行ってきた場合はそれらの開催年月と開催場所と応募・参加状況
(上記の公聴会等を支川ごとに行ってきた場合は支川ごとに示す。)
- ② まだ開催していない場合はその準備をどのように進めてきたかを具体的に
- ③ 以上その他に河川法第16条の2の4項に関する今まで行ってきたこと(具体的に)
- (6) 河川法第16条の2の4項に関する今後行う予定になっていること(具体的に)
- (7) 河川法第16条の2の3、4項によらずに、河川整備計画に住民の意見を反映させるために、実施した方法があれば、その内容(具体的に)
- (8) 河川整備計画またはその素案の策定に関する広報の方法
- ① 河川整備計画またはその素案の策定に関する住民の意見を聞くために実施した広報の方法
- ② まだ、そのための広報を実施していない場合が今後実施する予定の広報の方法

6. 一級河川109水系のそれぞれについて次のことを明らかにされたい。

- (1) 流域住民を対象とした定期的行事とその実績(過去3年間)
- (2) 流域住民を対象とした恒常的な意見交換の場とその実績(過去3年間)

7. 一級河川の都道府県管理区間の河川整備計画および河川整備計画案について次のことを明らかにされたい。

河川整備計画または河川整備計画案が策定された各河川について、洪水基準点における整備計画の目標流量(洪水調節施設がない場合の目標流量)、目標流量の根拠、洪水調節施設がある場合の目標流量(河道対応流量)、洪水調節施設の名称と容量、整備計画の決定年月、住民の意見を聞くために取った方法、流域委員会の委員の選定方法、流域委員会の委員の人数と公募委員の人数、公聴会の開催回数と陳述者の人数を明らかにされたい。

ただし、河川整備計画のうち、2003年11月21日の回答に含まれているものは除く。

なお、河川整備計画案とは、まだ決定していないが、すでに都道府県から国土交通省に提出されているものを意味する。

「日本と東南アジアのダム：改めてその必要性を問う」

RWESA-Jダムセミナー報告

水源連事務局 氏家 雅仁

4月5日、RWESA-J主催によるダムセミナーを開催した。以下、当日のメモから報告する。

今回のセミナーの目的は、水源連、メコン・ウォッチ、FoE-Jのそれぞれが取り組んでいるダム問題の合同学習会を開催し、交流・連携を深める事にあった。当初は身内の小さな学習会として企画していたが、予想外に六十名以上の人参加者し、資料が足りないほどの盛況だった。

セミナー第一部では水源連、メコン・ウォッチ、FoE-Jが、それぞれ取り組んでいるダム問題について発表を行った。



ハツ場ダム問題 「首都圏でも脱ダム宣言を！」

発表者：崎津 輝之（水源連）

日本と、利根川・荒川水系におけるダム開発の状況

日本では、1997年から現在まで約100のダム開発事業が中止となったが、いまだ二百数十のダム事業が建設・計画されている。日本におけるダム開発予算の総額は年々減り続けているが、現在もまだ年間3800億円もの予算が使われている。

利根川・荒川水系では、これまでに13のダム・河川開発事業が中止となっており、脱ダムの方向に向かっている。しかし、いまだ6つのダム・河川開発事業が進行中である。

ハツ場ダム建設事業費は日本一高額

今回取り上げたハツ場ダムの事業費は約4600億円と突出しており、日本一高額なダム開発事業が進められている。この事業費は、昨年末に2100億円から4600億円に約二倍に増額された。ハツ場ダム事業費約4600億円に周辺対策費等を加えると5846億円となり、借入利子を加えると総額8769億円もの負担となる。このうち半分は国税から支出され、残り半分は受益予定の6都県の地方税から支出され、莫大なハツ場ダム建設のために納税者は負担を負うことになる。

ハツ場ダムの必要性の検討： 利水上、ハツ場ダムは必要ない

ハツ場ダムの目的は、都市用水の開発と洪水調整。貯水量約1億トンのうち、6500万トンが洪水調整、2500万トンが夏季の利水容量となっている。

利根川流域6都県における利水上の必要性を検証してみると、工業用水・水道用水の需要は横ばいで、全体の水需要も横ばいから減少傾向にあり、1日最大給水量は過去十年減り続けている。1日一人当たりの給水量も100リットルも減っており、これは節水機器の普及と漏水対策によってもたらされた結果で、今後も減少してゆく傾向にある。

人口も2010年から減少してゆくと予想されるので、水需要は減ってゆく事になり、水余りの時代となりつつある。利水上、ハツ場ダムは必要ない。

渇水時における利根川の流量は、森林から7割が流出しており、ダムからの供給は3割に過ぎない。利根川の流量を考えても、渇水時におけるダムによる寄与は少なく、ハツ場ダムが無くとも利根川に水は流れている。

ハツ場ダムの必要性の検討： 過大な洪水流量が想定されている

洪水調整を検討すると、八斗島基準地点での計画高水は2万2千m³/s(200年に1回の洪水流量)、基本高水1万6千m³/sとされている。過去最大の洪水流量は、1946年のカスリーン台風時に1万7千m³/s

(推定値)とされているが、過去50年間1万m³/sを越える洪水は発生していない。カスリーン台風当時は戦時の森林伐採のために森林が荒廃しており、本来の保水力を失っていた。しかし、現在は森林が回復しており、森林による治水能力が回復しており、2万2千m³/sの大きな洪水は来る訳がない。ダム建設のために、来るはずがない過大な洪水流量を設定しているに過ぎない。計画されている河道整備・堤防整備を行えば、洪水を防ぐことが出来る。

RWESA-J (Rivers Watch East and Southeast Asia-Japan) Report

ハツ場ダムの引き起こす様々な影響

ハツ場ダムが建設されると、吾妻渓谷の喪失、水質の悪化、地すべり災害の誘発、川原湯温泉街の移転など影響が出る。

川原湯温泉は、ひなびた温泉としての風情で観光客が集まってきた。ダム建設計画が発表された1952年以来、地元では数十年もダム建設反対を続けてきたが、現在は疲れ果てている。都市部からハツ場ダム建設反対の声が上がっても「いまさら」と言う声も出ている。

ダム建設計画に翻弄された川原湯温泉街などの地元の再建を進めることなしにハツ場ダム建設中止は無い。地元の再建のための費用は、ダム事業者と受益6都県が負担すべきである。今後、地元も含めた反対運動を進めて行きたい。

マレーシア：パハン・セランゴール導水事業（ケラウ・ダム問題）

発表者：波多江 秀枝 (FoE-J)

本当に必要な事業なのか？

マレーシアの首都クアラルンプールがあるセランゴール州（人口560万人）では、2005年に水の供給不足に見舞われる、との水需要予測をマレーシア政府は発表している。このため、ケラウダムを建設し、一日23億リットルの水を供給するダム開発計画を政府は提案している。

ケラウダムは、セランゴール州の隣のパハン州に建設が計画されている、高さ90mのダム。ダムからセランゴール州までは8kmのパイプラインと45kmの導水トンネルで水が送られる計画になっている。

ケラウダム建設の根拠となっている文書「マレーシア国家水資源調査」は非公開となっている。マレーシアでは情報秘密法という法律がある。情報公開法では無く、情報秘密法だ。

不明瞭な水需要予測

ダムの根拠となっている水需要予測の方法論や詳細な基本データについても、非公開・不明となっている。マレーシアのNGOは予測値が高く見積もられている可能性があると指摘している。

マレーシアでは、約40%もの非常に高い無収水率の現状がある。漏水や盗水等により、約40%の水が送水中に失われている。この高い無収水率が適切に考慮されているかは疑問。

また、経済成長や人口増加の予測が適切であるかどうかも疑問である。

代替案の可能性：包括的な水需給管理政策

マレーシアのNGOは、包括的な水需給管理政策の必要性を訴えている。約40%もの非常に高い無収水率を減少させる必要がある。日本やシンガポールの無収水率は10%以下であり、老朽配水管の修復等により大幅な低減が期待できるとしている。

一方で、マレーシア政府は、水需給管理計画だけでは水不足に対して不十分であるとしている。無収水率は2020年までに30%ほどまでしか低減できないとしている。

NGOは、仮に新しい水源開発が必要であっても、既存のダムからの導水（北部ペラック州・トレンガヌ州からの導水）は、生態系への影響や事業費を最小限に抑えられる代替案であり、費用も概算で207億2000万円～840億円となり、ケラウダム事業費（約800億円）よりも安価か同等であるとしている。これに対して政府は、北部ペラック州・トレンガヌ州からの導水は高額（約980億～3276億円）と概算している。

日本から820億4,000万円？

2003年3月31日、日本からのODAの前提として、日本政府がマレーシア政府と交換公文を締結した。（限度額820億4,000万円）この多額の供与額は、日本の政府開発援助（ODA）の開始以降50年間に行なわれたプロジェクト借款の中で、最高額となる。

莫大なODA額にもかかわらず、事業の必要性を調査した文書『パハン・セランゴール導水事業E/Sに係る案件形成促進調査（SAPROF）最終報告書』は、日本でも非公開となっている。

ケラウダム建設による社会環境問題

ケラウダムが建設されると、森林保護地域が水没し（水没予定地は4,090ha）、河川生態系は大きな影響を受ける。

ケラウ川に隣接する村には、先住民族オラン・アスリの人々325人が暮らしている。この村は水没しないにもかかわらず、村人は政府から立ち退きを命令されている。村からの立ち退きを拒否すると補償すら行わないと、脅かされている。

ケラウダム建設の問題のまとめ

WCDやJBICのガイドラインと照らし合わせると、ケラウダム建設プロセスには以下の重大な問題点がある。

- (1) 「ニーズと代替手段の十分な評価」がなされていない（WCDガイドライン）
- (2) 「影響を受ける先住民族の十分な情報に基づく事前の自発的同意」がない
(WCDガイドライン)
- (3) 「情報」の不開示／「協議」の形骸化（JBICガイドライン）

ラオス：ナムトゥン2ダム 「ダムが貧困をなくす？」

発表者：松本 悟（メコン・ウォッチ）

ナムトゥン2ダム計画は、現在、国際的にもっともホットな論争を巻き起こしているダム計画。このダム建設には、世界銀行が建設資金の支援を検討しており、世界銀行が事業進行のキーとなっている。世界銀行の本部があるワシントンでは、このダム計画をめぐって様々な動きが起きている。

ナムトゥン2ダムは「ダムが貧困を解決する」「ダムが環境を改善する」とのうたい文句で進められている。今日の発表では「ダムが貧困を解決するのか？」と言う点について取り上げる。

ナムトゥン2ダム計画とは

メコン川は、タイ・ラオス国境を流れており、国際河川。ナムトゥン2ダムは、メコン川の支流トゥン川（ラオス中部を流れている）に建設が予定されている。トゥン川の流域面積は14,000平方キロで、日本の石狩川に匹敵する、メコン川の支流。ナムは川、トゥンは高いところを流れる、と言う意味。

ナムトゥン2ダムは、高さ48m、幅325mのコンクリート重力式ダム。発電目的のダムで、995MWの電力をタイへ輸出し、ラオス国内へ75MWを供給する計画になっている。

このダム建設はBOT方式をとっている。ダム完成後、ダムによる発電が25年間運転された後、ラオス政府に譲渡される計画になっている。

自然を食らう・森はお金の要らないスーパーマーケット

トゥン川に暮らす人々は、自然を食らって生きている。木の上に巣を作るアリの卵、ヘビ、バッタ、コオロギ、コウモリ。動物は全てを漢方薬として利用し、捨てるところが無い。

人々は森の中にはえる様々な植物を食べている。例えばタケノコ。森はお金が必要ないスーパーマーケットとして利用されている。

生業は焼畑と水田耕作

人々は、焼き畑農業と水田耕作で生計を立てている。

川の水位変動は、日本では洪水として災害をもたらすが、雨季と乾季があるラオスでは状況が全く異なっている。渴水期の川辺を利用して野菜を育てている。また、漁業も営まれている。多くの魚が、メコン川本流とトゥン川を行き来している。たとえば、カンボジアからメコン川を遡上してきた魚が、ラオスのトゥン川で産卵し、また川を下ってゆく。人々は回遊する魚を食べている。

ダムにより川の水位がコントロールされると、洪水は無くなるが、人々の営みは大きな影響を受ける。

貯水池は琵琶湖の3分の2の面積：広大な面積で影響が起る

ナムトゥン2ダムの貯水池は45,000ha(450平方キロ)の面積で、琵琶湖の3分の2の面積を水没させる事になる。このため、少数民族を中心に5,700人の住民が立ち退きを迫られる事になる。

ダムによる影響は水没地だけにとどまらない。ナムトゥン2ダムは導水型の発電ダムで、発電で使われた水は、トゥン川の水は流域を越えてセバンファイ川に流れ込むことになる。このため、トゥン川の水は枯れてしまう。一方で、セバンファイ川は毎220立方mの増水となる。

ナムトゥン2ダムが完成すると、移転を迫られる5,700人に加え、トゥン川・セバンファイ川の流域では4万人～12万人が影響を受けることになる。

プロジェクト推進体制

このダム建設はBOT方式をとっている。ダム完成後、ダムによる発電が25年間運転された後、ラオス政府に譲渡される計画になっている。

ダムの建設と25年間の発電は、ナムトゥン2電力会社が行う事になる。この公社は、フランス電力公社(35%出資)・ラオス電力公社(25%出資)・タイEGCO社(25%出資)・イタリアン・タイ開発会社(15%出資)の4社から構成されている。

ナムトゥン2電力会社は、ラオス政府との譲渡契約、タイ発電公社・ラオス電力公社と売電契約を結ぶ事になる。

RWESA-J (Rivers Watch East and Southeast Asia-Japan) Report

事業規模は約 13 億ドルが予定されており、ナムトゥン 2 電力会社が 3 億 5 千万ドルを負担し、残りの 9 億 5 千万ドルは、世界銀行・アジア開発銀行・欧州投資銀行・輸出信用機関 (COFACE-仏)・民間銀行の融資が検討されている。この国際融資団の意思決定のカギを握っているのが世界銀行であり、世界銀行が融資に Yes であれば事業は進み、No であれば事業は止まる事になる。

ナムトゥン 2 ダム計画の争点

	推進側	疑問点
貧困	利益は貧困削減に	実効性に疑問
移転	住民は希望	開発プロセスに問題
導水	4 万人に補償検討	12 万人にのぼる
協議	住民参加型	ダムありき、言論統制
情報	情報センター設置	重要文書非公開
調査	Most studied	住民は理解不可能

ナムトゥン 2 電力会社による 25 年間の発電で、20 億ドルの利益が出ると試算されている。しかし、この資産は 1997 年のアジア通貨危機以前に分析されたものである。

得られた利益は貧困の削減に使われるとされているが、実効性があるかどうかは疑問である。

伐採が住民の「ダム賛成」を強めた

ラオスでは、大量の原生林が伐採され、タイに運び込まれている。森を失った移転住民は「ダム賛成」の意見を強めた。木が無くなり、補償金ももらえないと言うのは、住民にとって最悪のケースとなる。

ダム推進側は、住民参加型の協議を行うと言っているが、ダムありきの議論となってしまい、また、ラオスでは言論統制が行われている。

～Rives for Life～ 第 2 回ダム影響住民国際会議の報告

発表者：氏家 稔仁（水源連）

3 つのダム開発問題の事例発表の後、スライドショーによる第 2 回ダム影響住民国際会議の報告を行った。（詳細については、水源連だより 27 号をご参照下さい。）

第 2 部 パネルディスカッション

一公共事業としてのダム、援助としてのダム— □

第 2 部では、4 人の発表者をパネルとし、FoE-J の松本郁子氏の司会でパネルディスカッションを行った。会場からは多くの質問が寄せられ、それぞれの質問についてパネラーが分担して回答・トークを進めた。



Q： ケラウ・ダムについて、水需要、貯水量など詳しい

データは分かっているか。また、必要性の判断はどの様なプロセスで行われているか？

波多江： 少少のデータはあるが、詳しいデータについてはマレーシア政府から情報開示が行われていない事が問題となっている。詳しいデータが無いと、議論が出来ない。

Q： 日本が融資を決定するシステムは？

波多江： JBIC (日本国際協力銀行) とマレーシア公共事業庁の間で融資契約が結ばれると着工となる。

この前に、政府間の約束も必要で、すでに 2003 年 3 月に交換公文が結ばれている。日本からの資金は、供与ではなく融資（ローン）であり、マレーシアは返還しなければならない。財源には郵便貯金や国民年金が使用される。

Q： 日本におけるダム問題・日本の資金による海外のダム問題の共通点の根幹は何か。どの様に解決してゆくのか。当面の目標は？

鳩津： 日本におけるダム問題と海外のダム問題には、異質の部分があり、今後の協力を考えてゆくと違

RWESA-J (Rivers Watch East and Southeast Asia-Japan) Report

いの部分をどうするかが課題となる。日本でもそうなのだが、ダムを作るまでのプロセスの中に事業者と住民が議論する場が無い。公開の場での徹底した議論が必要。そういう場をどうやって作つてゆくかが課題である。

日本では情報公開法が制定されて10年が経ち、ある程度情報公開が進んだ。この点については、マレーシアより10年分進んでいる事になる。情報公開法や、中村敦夫参議院議員等の協力による質問書などによって、データが公開される様になってきたが、まだ十分とはいえない。情報公開の制度をアジアでも作る必要がある。

人権や補償についても違いがある。日本では、土地など財産がある人は補償を受けられる。しかし、移転住民の大半は借地・借家人で、問題もある。日本においても補償は十分ではないが、アジアはもっと大変なことになっている。

松本悟：ODAによるダム問題・水源連が取り組むダム問題の協力は、試行錯誤しながら進めて行く状態で、解決はついていない。対話を続けてゆく中から見えてくるのではないか。日本のダムも、ダムによって問題点や戦略が違っている。

波多江：ダムの抱える共通する問題として、必要性の問題や代替案の議論がある。ハツ場ダム問題における、東京等での水需要の低下は、マレーシアでも例として使える。ダム問題に取り組む日本の専門家から、理論や方法論についての助言を受けてゆきたいと思う。

日本における人権や情報公開の制度やスタンダード（基準）を、日本の融資で作られる海外のダムにおいても適用すべきで、日本のダム事例とスタンダードと同じにしろ、と迫ってゆく必要がある。

司会：時間の関係もあるので、質問をまとめて受けて、まとめて答えてゆきたい。

Q：ハツ場ダムの入札における落札率は非常に高く、談合の疑いが濃い。ラオスやマレーシアでのダム建設への日本企業のかかわりは？

Q：ダム建設に絡む利権構造を何とか解消しないと問題の解決にはならないのではないか？

Q：ケラウダム問題において、JBICや日本政府が情報を開示しない理由は？

Q：豊かさのイメージ、国の豊かさは、ダムによってもたらされると言うのは妄想であったという共通認識がある。ラオスではこの認識はあるか？

Q：WCD(世界ダム委員会)の報告書が発表され、アメリカでは大きな影響を与えていると聞いた。日本ではあまりWCDが広まっていないが、共有してゆく価値があるのではないか？

Q：日本のODAで数多くのダムが作られてきた。ケラウダムでは、ODA史上最大の820億円もの融資が検討されている。どうしてこんな巨額が必要なのか？

Q：ダム建設におけるプロセスの欠陥を治す必要がある。市民が政府をコントロールできていない。民主的なプロセスを実現する必要があるのではないか。

波多江：ケラウダムの建設事業を日本の企業がとるような気がするが、日本の企業名を含めて、いまだ企業名が公表されていない。これまで、日本工営が調査事業を行った事しかわかっていない。

日本とマレーシアの政府間の対外関係があり、国益を損なう恐れがあるとの理由で、日本国内においても情報が非公開となっている。

820億円を何にどれだけ使うのかについての情報も開示されていない。45kmもの導水トンネルには多額の費用がかかると思うが。

松本悟：スウェーデンでは、ダム事業が減り、ダム技術者が余ってしまい、ラオスに出かけてダムを作ろうとしている。日本だけが悪者ではなく、世界各国が悪さをしている。

例えばタイのパクムンダムやラッシーサライダムなど、すでにダムを作られてしまい、被害を受け続けている人たちの運動は非常に粘り強い。

RWESA-J (Rivers Watch East and Southeast Asia-Japan) Report

ラオスでは過去のダム問題が共有されていない。

アリを食べる生活から、先進国のようなハイテク生活にいきなり移る事はできるのか。このような極端な生活の変化を援助がもたらしている。

嶋津： 政府をコントロールできていないから、日本では住民を無視してダムが作られる。ダム反対運動を通して問題を喚起し、政府のおかしさを突いてゆく、政府を変えてゆく事が必要。

ケラウダムにおける過大な水需要予測の話を今日聞いた。この点については水源連にも多少の知識と技術があるので、協力してゆく事が可能だと思う。

氏家： WCD の報告書は、世界各国における数多くのダム開発の結果を調査分析し書かれている。特に重要なのが WCD による勧告で、既存設備の効率的な使用、代替案の評価、徹底した情報公開、住民の参加や自発的な同意などが示されている。これらの勧告は、ダム推進・反対双方の委員が、膨大な調査を元に一致して出したものであり、そう簡単に覆せるものではない。

しかし、WCD は日本ではまだ広まっていない。WCD の勧告はすぐに利用できる環境とはなっていない。日本各地でダム問題に取り組んでいる住民にとって、WCD 勧告は即効薬とはなっておらず、優先順位が高い活動が山のようにある。

河川整備計画策定における流域委員会への住民の参加について国土交通省と対話を行った時に、WCD を引き合いに出したが、本格的な活用はこれからとなる。

松本郁子： WCD についてのシンポジウムを日本で開催した際に、WCD の元委員とともに国土交通省と意見交換を行ったことがある。その席で国土交通省は、日本ではすでに WCD の勧告に沿った形でダム建設を進めている、と語っている。

松本悟： 貧困削減のためにダムを造り、補償やダムの利益で貧困を削減してゆくと言う。森とともにあった人々が、お金で日本の生活に成れるのか？タイでは、もともと貧しかった人たちが、ダム建設により多大な被害を受け、開発からはおいてきぼりになっている。ダム建設は、その国の中のエリート層にとってはおいしい事業になっている。企業とダム開発契約を結ぶと、担当の役人が 2 千ドルもらえると言う実例がある。2 千ドルは日本では大きなお金ではないが、現地役人の給料の百ヶ月分に相当する。ダム開発による利権が豊かな層を作り出している現状がある。

司会： 最後に国内ダム問題に取り組む人と、ODA による海外のダム問題に取り組む人がどのように協力できるか、今後の可能性について述べてもらいたい。

氏家： 今日のセミナーをきっかけとして、上手く動き出して欲しい。

松本悟： 今日のセミナーにはとてもたくさん的人が参加した。なぜ今日のセミナーに来たのか、参加いただいた皆さんに聞いてみたい。その中に今後の協力の方向性があるのではないか。

嶋津： 今日の発表を聞き、海外のダムについてある程度分かってきた。今後、協力できる側面が分かつてきた。

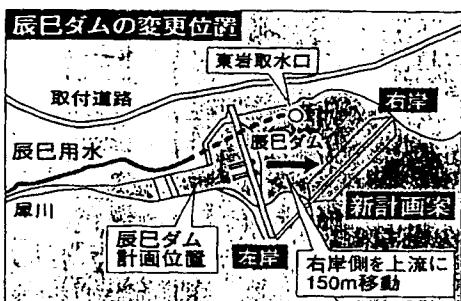
波多江： こんなにたくさんの人にセミナーに参加して頂き、驚いている。今後とも、海外のダムについての情報を提供してゆきたい。

2004 年 4 月 5 日 19 時から 21 時 15 分まで、水道会館 6 階中会議室にて開催。

報告者注：本報告は、当日のメモからセミナーにおける発言内容を文章化したものなので、発言者の発言要旨と異なる点があります。セミナ一直後に水源連だよりの締め切りがあるため、発言者の確認は取っておらず、誤り等があれば、報告者に文責がありますので、ご了承下さい。

各ダム問題についての詳しい情報は、以下のホームページにてご覧いただけます。

辰巳ダム右岸上流へ150メートル移動



建設では、ダム左側を軸にして右岸側で風を描くような形で上流方向にすり、縮小する分の水量は、辰巳ダムよりさらに上流にある鹿川ダム、同水系の内川ダムとの間で貯水容量をやりとりすることで確保する。また、金沢市が取水権の渡を検討している犀川自体の構造も変更。ダムでの工業用水の利用も見込んでいる。

辰巳ダムの高さは五十七・五㍍から五十二・四㍍程度に見直す。これまでの議論で施設の目的を治水と利水の多目的ダムから、常時、水をためておらず、必要がない治水専用ダムとしたことから、施設

直下にせせらぎを保つため、ダム下部にトンネルを設置する魚類専用トンネルも設ける方針で、県側は「下流へ栄養分を含んだ土砂の供給也可能となるうえ、常時、水をも少なくなる」と説明した。トネル口は縦横約四メートルを想定。県によると、トンネルを開けたときに「一基を標準」として、二基を標準。県は「全国でも珍しい」といふ。

トネル口は縱横四四
で二基を想定。県によると、トネルを開けたたゞ
今は園国でも珍しいとい
う。

東岩取水口保存で構造変更

04.3.27
北國

またトネルの大さり、ね1100日(平成十六年五月下旬に開通)などと詳細な検討も費
用した。費用は四月下旬に内閣府の審議会で現行の年間内に着工計画策定を予定する総会で、さう約二十億円を下回る旨に本委員会で協議を重ねて通じた。

無理を避けば安全がひつむ

必要なないダムを無理につくらうとする治水計画全般がゆがみ、住民が想像にからざれる。人のいねらためて東轍させられました。

石川県は犀川(金沢市)の上流に辰巳ダムを計画していますが、このダムはもひねりは「橋がわりのダム」です。地元住民は深い谷に橋を架けてほしいと要望していましたが、過疎化が進み人口の少ないところに、橋を架ける予算はつきません。そこに、「ダムなら国の補助金で造ることができます」「ダムは橋としてつかえる」いう説がもじめがつたのです。そういうふれせつですが、このダムは先に位置づけられ、つまり貯水容量が決まり、おどからその容量の使い道を考えるという逆立ちしたうしなってしまいました。

貯水容量があわせて無理に無理を重ねて治水計画をつくつたので、百年に一度の確率で起つたという洪水量は、有史以来発生し

たといのないものがしてもない大きさになってしまったしました。専門家の調査によると二十世紀最大の出水は一九九八年台風七号の時で、犀川大橋基準点の出水量は大きめに見積もればせい毎秒八四〇トントなに、県の計画では基本高水は一・七五〇トント以上に水増しされていました。

この毎秒一・七五〇トントの洪水を、既設の犀川ダムに加えて辰巳ダムを造って、計画高水の毎秒一・一一〇トントに調節しようといふのが、県の計画です。

洪水量を多めに見積もつてそれに対応できるようにしておこな方が安全ではないかと思うかもしれません。河川管理というのはそういうふうがあります。

辰巳ダム計画の基準点・犀川大橋から二キロほど上流に、大きな堰があります。毎月用水とう昔からの農業用水に水を引くための堰です。川のなかに大きな堰があるために、この地点の河川断面は極端に小さ

くなっています。犀川下流部では、河川がいつも流下能力が小さいが、市民団体「千賀の会」の調査で最近あきらかになりました。それだけではありません。この堰から上流の区間が、もう三〇年以上の改修工事が施されないまま放置されてきたことが判明したのです。

地元の人のお話をつかがつて、九年台風七号のときは、毎月用水堰の少し上流では、あと數十センチで水が堤防を越えてあふれそうになつたといいます。その時、これが危ない県がいう犀川大橋地点では、水位は半分にもならず十分なゆとりがあつたことが、県の公文書で確認されています。

さらに驚かされるのは、堰の少し上流・雪見橋付近の護岸のコンクリートがあちこちひび割れたり、剥がれたりして、雑草が生え放題になつてゐています。土がむき出しになつて、川から水が染み込んで、堤防が決壊する危険性があります。台風

七号のみの大雨がもつとも降つたが、今度はもたないかもしれません。

ダムの必要性に疑問を投げかける市民にたいして、口を開けば「県民の生命・財産を守るのが行政の使命だ」と言ながら、いまさら少し危険な状態にある毎月用水堰から上流の区間を、三〇年以上の何の対策もとらずに放置してきたのです。

県は、この区間の幅をさしてからず、現在の流下能力も把握していない。ただ順位付けが低く工事がおこなわれてきましたが、ほかで手一杯でここまで手が回つてしまふならどうしてはなく、石川県はこの区間を完全に無視し、放置してきたのです。

なぜ最も危険な区間が長らく無視されてきたのか? 毎月用水堰がある限り、辰巳ダム計画の計画高水、毎秒一・一一〇トントの水量を通すことはできません。川幅をひろげたり河床を浚渫して、堰より上流は一・二三〇トントの水を溢れさせずに流せたとしても、堰のところは拡幅も浚渫もできないので、河川断面が小さいままで、ここで溢れてしまします。

ダムの「必要性」をひねり出すために、恣意的な計算で過大な洪水量を計画した

ものの、毎月用水堰のところでは、どうやつても同じ毎秒一・一一〇トントを通過するにはできません。それを測量して改修計画を立てるなどと、そのことが明らかになつてしまします。辰巳ダム計画で想定している洪水量が過大であることを認めるが、何百年もの歴史のある堰の旅の交渉からはじまって約二キロの区間を拡幅・浚渫するという気の遠くなるような大事業に取り組むか、いずれにしてもだらくな問題になる。——こういう事情で、この区間は、触るわけにいかない場所。県河川課によってダムにならなければなりません。

不要なダムを必要じあるかのうに仕立て上げようとしたりが、ダムを生み出し、危険箇所が無視されつづけられました。県の担当者は、自分が異動したり退職するまでに問題が発覚しなければよいと考えているのかもしれません。危険区間付近の住民はたまたまではあります。

先日、「石川県水防計画」こうう県発行の冊子を手に入れて、また驚きました。この冊子には、大雨が降つたときに堤防決壊などの可能性のある危険箇所が示され、それ、土壌を積むなどの対策が挙げられ

ています。犀川のページを見ると、犀川大橋地点は危険箇所として記載されています。県は、実は、犀川大橋地点にはゆうりがあり、堰上流が危険であることを知つてながら、大橋地点があらかじめ言ってダムを計画し、堰上流は改修計画も持たずには放置してきたのです。

住民の生命・財産を守るべき自治体として、退避の極みといつしかありません。

石川県には、一刻も早く、破綻が明らかになつたダム計画に固執するのをやめ、上流から河口まで、整合性のとれた合理的な河川整備に取り組んでほしいと思ひます。

もうひとつ、気になつてゐるがありません。もう一つなことは、犀川だけの特殊な出来事などでしょうか? ほかの川、ほかの県はどういうふうにしているか? ほかの川、ほかの県はどういうふうにしているか? リンクはダム計画の是非だけではありません。しかし、ある危険が、誰にも知らず放置されていくかもしれません。

こうと身近な川について調べてみてはどうでしょうか。市民がもつと関心をもち、情報公開制度を活かすから、自治体改革ははじまります。

世界遺産候補のとなりのダム計画

「聖母騎士」2004年3月号

石川県が犀川(金沢市)上流につくろうとしている辰巳ダムの計画が、変更されることになりました。辰巳用水の最上端部を破壊することなどで批判のつよい現在の計画より百二三百メートルほど上流にダム本体を移動するという案で、辰巳用水は破壊を免れることになります。

計画が表面化してから三十年、はじめての変化です。無駄なダムによる文化遺産の破壊を許さないという県民の世論と運動の成果といえます。

犀川の水を兼六園に導水する辰巳用水は、「日本一の用水」ともいわれ、用水のまち・金沢を代表する用水です。これまでにも文化財指定が取りざたされたことがあります、文化財に指定すると破壊するわけにいかずダム建設の障害になるということから、県は、ダム完成後に、残った区間を文化財に

指定するという方針でした。教会の塔を壊してから文化財指定するようなものですが、ダム計画があるところ、こういう馬鹿げた話が責任ある立場の人たちの口から大まじめに出されるものなのです。

今回のダム計画変更を受け、山岸勇教育長は、県議会で、東岩取水口を含む辰巳用水の上流部分を文化財指定する方針を示しました。兼六園の世界遺産登録を持論とする馳浩・文部科学政務官(自民党)は、兼六園と辰巳用水を一体に世界遺産登録することも視野に入れるべきだと述べています。

実は、一九九五年に辰巳の会(兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会)の中川武夫会長(当時)がパリの世界遺産委員会を訪ねて辰巳用水について紹介したことがあります。そのとき世界遺産事務局長は、辰巳用水

はその歴史的・文化的価値から、世界遺産となるだけの十分な資格をもつているとこたえています。

ダム計画変更で、日本ではじめて用水が世界遺産に登録される可能性が開けてきました。

しかし、破壊を免れたからといって、よろこんではばかりはいられません。計画が変更されても、高さ五七メートルのダムの巨大な壁が東岩取水口におおいかぶさることになります。辰巳用水そのものは残つても、景観は台無しです。県は辰巳用水を文化財指定するといいますが、その横にダムをつくるといふのは、世界遺産の法隆寺や白川郷・五箇山の合掌づくり集落のすぐ隣に超高層ビルを建てようとするのと同じ愚かなことだといわなければなりません。

それに、ダムの移動で辰巳用水は守られても、猛禽類や絶滅危惧種の渡り

鳥・シンゴイが生息する犀川渓谷の豊かな自然環境が破壊されることにかわりはありません。

そもそも、有史以来起つたこのないような大洪水を想定した治水計画の基本は、まったくかわっていません。この連載でも何度か指摘してきたように、辰巳ダムは必要がないというだけでなく、ダムの「必要性」を捻出するために治水計画全体をゆがんだものにしており、犀川をかえつて危険な川にしてしまっているのです。たとえば、鞍馬用用水槽のところでは、ダム計画とつじつまが合わないために、三十年間も、河川改修を行わなければかりか測量さえされずに放置されているのです(連載第六回参照)。

治水計画の基本が変わっていないのになぜ規模が縮小されたかといえば、既存の犀川ダムに、四十年近くもの間まったくつかれていない金沢市の工業用の水利権があることが、市民団体「ナギの会」によって明らかにされ、それをこのまま放置することができなくなつたからです。

川の水には限りがあるので河川管理者(一級河川は国土交通大臣、二級河川は知事)は、実際には水をつかつていいない水利権(遊休水利権)があればすみやかにその許可を取り消さなければなりません。国の指針でも、遊休水利権については、「権利の上に眠るもの」として、厳しく排除することが求められています。

ナギの会(渡辺寛代表)は、高度経済成長期に金沢市が計画した工業団地用の水利権が犀川ダムにあり、これまでに一滴もつかわれていないことをつきとめ、その取り消しを求めたのです。いまでは工業団地の計画自体がなくなつてしまり、典型的な遊休水利権です。金沢市は、一滴もつかつたことのない水利権のために、これまでに県にたいして三億円を超える負担金を払っています。まったくの税金の無駄遣いです。

犀川ダムに遊休水利権があるといふことは、これを取り消せば、犀川ダムに大きな空き容量ができるということであり、その分、辰巳ダムの容量を小さくすることができます。それで、辰

巳ダムの規模を縮小しようといふことになったわけです。

今回の計画変更案で、辰巳ダムは、発電なども行う多目的ダムから、治水だけが目的のダムといふ、全国的にも珍しいダムになります。治水だけが目的といふことは、普段は、水を貯めずには空っぽで何の役にも立たないダムだということです。しかし、肝心の治水計画それ自身が、有史以来起つたこのない大洪水を想定したすぎんなものです。ダムを百メートルや二百メートル上流に移動させるだけの小手先細工では、治水計画の混乱といふ大問題を絶対に解決することはできません。

ダム計画をきつぱりと中止してこそ、余計なことに気をつかわずに治水計画を立て直すことができ、合理的な河川管理への道が開けます。辰巳用水、兼六園、金沢城を一体とした世界遺産登録もかなうでしょう。これが実現すれば、観光都市・金沢にとって大きな財産になります。

「ダムの日陰の世界遺産」などあります。



首都圏の水問題、八ッ場ダム

— 利根川水系脱ダム宣言 —

八ッ場ダムを考える会事務局 渡邊洋子

昨年 11 月 20 日、国交省は首都圏の治水と利水を目的に群馬県の利根川水系、吾妻川に計画されている八ッ場ダムの事業費について、全国トップの 4600 億円に倍増するとの計画変更案を発表しました。

首都圏下流が動き出した

事業費を負担する首都圏下流の一都四県（東京、埼玉、千葉、茨城、栃木）では、12 月、3 月議会で八ッ場ダムの負担金を増額する議案が通過しました。残るは群馬県議会のみ。けれども脱ダムの潮流がこれだけ高まっている中で、「八ッ場ダム」だけが蚊帳の外に置かれるはずはありません。下流都県の議会での審議は、このダム計画が税金を吸い込むブラックホールである事実を露呈する過程でもありました。首都圏最大最後のダム事業と言われながら、ここしばらく世間に忘れ去られていた八ッ場ダムという巨人が、再びのっそりと姿を表したのです。

12 月以降、八ッ場ダムをテーマとする集会は首都圏各地で 6 回開催され（院内シンポジウム・2 回を含む）、のべ 700 人の市民が参加しました。その中で提起された利水、治水などの問題は、今まで「作られた渴水」を刷り込まれてきた都市住民にとっては、驚きと怒りを呼び覚ますに十分な内容でした。東京都ではすでに 1980 年頃から都市用水の需要が頭打ちとなっていました。ここ 10 年ほどは給水量が日量約 100 万トンも減少し、150 万トン/日もの水があまっている状態です。最近まで人口が急増していた埼玉県、千葉県においても、最近 10 年の間に水需要は横ばいとなり、新たな水源開発などもあって 50 万トン/日の余剰水源を抱えているのが実状です。

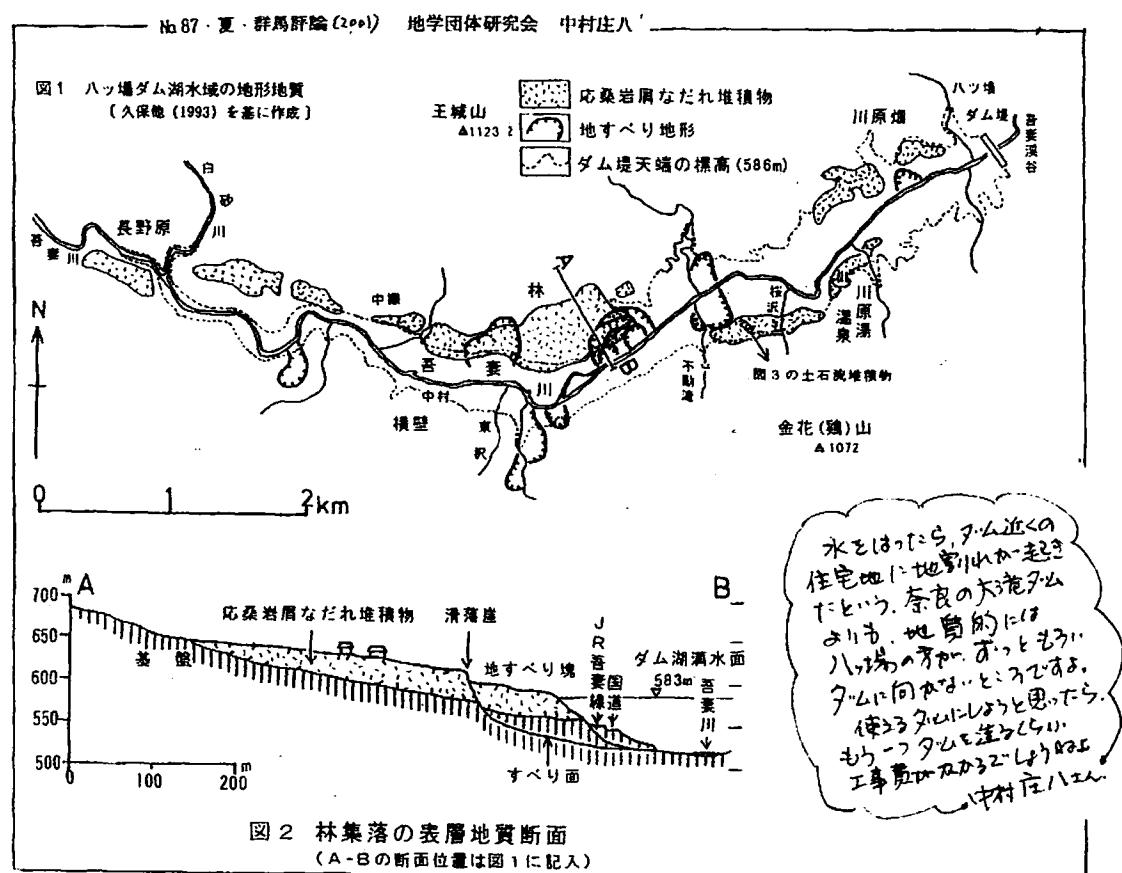
今年 1 月、朝日新聞の「私の視点」に、嶋津暉之氏による投稿原稿「八ッ場ダム、必要性の徹底検証を求める」が掲載されました。この記事に触発された市民オンブズマンの代表幹事、大川隆司弁護士は、八ッ場ダム問題を市民オンブズマン全体として取り組む意向を示しました。現在、一都五県で八ッ場ダム建設阻止のための住民監査請求と住民訴訟をいっせいに行う準備を進めています。

地元、群馬県での動き

では利根川の上流ではどうでしょう？ ダムが計画されている利根川の支流、吾妻川の上流には、日本有数の活火山、草津白根山と浅間山があります。草津白根山は吾妻川の水質に、浅間山は流域の地質に甚大な影響を及ぼしています。

群馬県では「地質」にテーマを絞ったシンポジウムが開催され、浅間山噴火を原因とする八ッ場の地質の特殊性が改めてクローズアップされました。約 2 万 4000 年前、浅間山の大規模な水蒸気爆発によって巨大な山崩れが起き、土石流が吾妻川を流れ下りました。吾妻川の川幅が最も狭まる吾妻渓谷は、いわば「天然のダム」。岩屑（がんせつ）なだれと呼ばれ

る大量の土砂は渓谷の急峻な岩に遮られ、100 メートル規模でダムアップしました。川の流れが元の姿を取り戻した後も、河岸段丘面には岩や砂礫を多量に含んだ火山性の堆積物が数十メートルもの厚さで残されました。そのため周辺は地すべり危険地帯であり、昔から土地の人々は地滑りの跡を伝説の巨人、ダイダラボッチの足跡と呼んできました。現在でも水抜き井戸を何箇所にも設けてようやく地すべりを防いでいる場所にダムを造って水をはれば、もろい地質は水をふくんで膨張し、まずダム湖の沿岸が地すべりを起こし、次いで支えを失った周囲の山々も崩落する危険があると指摘されています。ところが今回の計画変更案は、コスト縮減という名目で、地すべり対策工事はむしろ後退しているとさえ言われています。地すべり問題で收拾のつかない事態となっている奈良県の大滝ダムは、ハッ場ダムの将来を暗示しているのではないでしょうか？



利根川水系では、群馬県鬼石町の下久保ダム（1969年運用開始）直下でも、大規模な地すべりが発生しています。下久保ダムは205億円の事業費をかけて造られましたが、国は地すべり対策にそれを上回る380億円を投じることです。国土交通省は地すべりと下久保ダムとの関連性を否定していますが、地質学者はこの100ヘクタールの地すべりを下久保ダムの影響である可能性が高いとしています。

八ッ場ダムは 50 年前のダム計画です。1960～70 年代には川原湯温泉を中心に、国土交通省も手を焼く激しい反対闘争が繰り広げられました。地元住民は外部から孤立した形で自分達の生活権を守るために闘いましたが、1985 年、地元長野原町が群馬県の提示した生活再建案を呑んだ後は、行政側が描く「バラ色の未来図」に頼るしかない袋小路に追い込まれていきました。1994 年、国は付帯工事に着手。しかし当初、1999 年に完成するはずであった八ッ場ダムの本体工事が着工される見通しは未だに立っていません。

現在、ダム予定地では日夜「公共事業」の名の下に、山を削り、沢をコンクリートで埋める凄まじい自然破壊が進められていますが、水没予定地には未だに数百人の住民が生活しています。地元が受け入れた「現地再建ずり上がり方式」という生活再建案は、地区ごとに集団でダム湖を見下ろす山の中腹に「ずり上がる」という、わが国でも前例のない計画です。これはダム闘争を収束させるために行政側が出した苦肉の策でしたが、代替地とされる山の中腹こそ地質のもろい地すべり危険地帯に当たります。周辺では地すべり止めのアンカーを無数に打ち、防災ダムを幾重にも設ける工事を行っていますが、それでも代替地の造成は困難を極め、現状では国交省が本気で「ずり上がり方式」を実現させようとしているのかどうかさえ定かではありません。

保守王国、群馬県でも、このところハッ場ダム問題の解決を模索する動きが活発になってきました。3月県議会では「ハッ場ダムを考える会」会員の伊藤県議が、「ハッ場ダム予定地は火山性堆積物による地すべり多発地帯。大滝ダムが問題となっている奈良県では、問題が起ころる前に県が独自に調査、検討を行っている。国の直轄事業だからと国につなげる役に終始するのでは、県として責任が果たせるのだろうか? 利水面でも前橋、高崎など群馬県の関東平野部は、豊かな地下水を抱える扇状地。水質のよい地下水の量はおよそ20億トンと、ハッ場ダム満水時の20倍以上。関東地方が近年少雨傾向にあることからも、安定水源である地下水を利用し、循環させて保全する必要があるのではないか?」と問いただしました。

吾妻渓谷の地質問題に長年取り組んできた地質学者、中庄村八氏は5月下旬に「“ハッ場の地質”学習会」を自ら主催し、仲間の地質学者、一般の希望者を現地案内する予定です。また5月23日(日)には新緑の吾妻渓谷を散策する「第1回 みんなでハッ場を歩こう会」が企画されています。群馬大学教授でジョギング、山歩きの第一人者、山西哲郎教授を中心に、各市民団体も参加。現地では笠木透さんによる野外コンサートも開催されます(上記イベントへの参加希望者は事務局へお問い合わせを)。

利根川水系の脱ダムネットワーク

現在のハッ場ダム反対運動は、利根川の上流下流の住民が連携した環境運動です。群馬の「ハッ場ダムを考える会」、東京の「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」を中心に、ハッ場ダム問題に関わる各地の団体がネットワークを組んで活動しています。新たな運動は、かつての地元での運動とは逆に、反対の輪を外に向かって拡げることから始まりました。会報の発行、エコツアー、マスコミへの働きかけ、集会、署名運動などの活動は、首都圏という掴み所のない広い地域に「ハッ場ダムはいらない」の声が燎原の火のごとく拡がることをめざして、各地に「火をつけてまわる」ためのものです。

当面は、増額案が関係各都県の中で唯一通過していない群馬県議会の行方が焦点となりそうです。戦後、福田、中曾根、小渕氏という自民党出身の総理大臣を3人も輩出した、いわば現政権の奥座敷、群馬県にあって、ハッ場ダム問題はいよいよ正念場を迎えます。前世紀から持ち越された「ハッ場ダム」という重い大きな扉を押し開ける為に、「命の危機」を察知した市民たちのエネルギーが結集されるよう、今後もネットワークを駆使した運動を進めていきたいと思います。人間と自然との本来のあり方を問うハッ場ダム反対運動に、全国の皆さんのご理解、ご協力を願い申し上げます。

*ハッ場ダムを考える会

〒371-0837 群馬県前橋市箱田町 282-24

TEL/080-3278-9005 FAX/027-253-2055

ホームページアドレス <http://yamba.parfe.jp/index.html>

*首都圏のダム問題を考える市民と議員の会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-w201

TEL/03-5211-5429 FAX/03-5211-5538

E-mail riverclub@pop17.odn.ne.jp

*ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会（藤永）

埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-12-3-601

TEL/048-825-3291

* ハッ場ダムを考える千葉の会（北澤）

〒264-0002 千葉県千葉市若葉区千城台東 2-41-9

TEL/043-237-2701

* ハッ場ダムを考える小平の会（田中）

〒187-0002 東京都小平市花小金井 5-55-14

TEL/0424-67-2861 FAX/0424-67-2951

* ハッ場ダムを考える市民の会おおた（あべ）

〒373-0021 群馬県太田市今泉町 341-1

TEL/0276-22-1181 FAX/0276-22-1182

【以下「吾妻渓谷 ハッ場ダム 利根川流域脱ダム宣言 No,5」より】

一事業費倍増 負担額 8500 億円に！一

(水特法・基金事業・利息も含めて)

基本計画変更後

ハッ場ダム建設事業及び関連事業の負担額の試算

(単位 億円)

		ハッ場ダム建設事業		水源地域対策特別措置法の事業	水源地域対策基金事業	合計 負担額	起債の利息を含めた合計負担額
		負担配分額(国費を含む)	負担額(国費を除く)				
群馬県	治水	339	101	193	42	243	365
	群馬県水道	92	61				
	藤岡市水道	23	15				
	群馬県工業用水道	18	15				
埼玉県	治水	601	180	695	143	44	882
	埼玉県水道	773	515				
東京都	治水	539	161	634	131	41	805
	東京都水道	708	472				
千葉県	治水	586	175	405	61	19	485
	千葉県水道	152	101				
	北千葉広域水道企業団	46	31				
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	69	46				
	千葉県工業用水道	64	52				
茨城県	治水	416	124	134	26	8	168
	茨城県水道	143	9				
栃木県	治水	31	9			9	14
	国費		2,531			90	90
地元および受益者負担金						90	135
合計		4,600	4,600	4,600	997	120	5,717
							8,576

[注1]起債利息の総支払額を起債額の0.5倍とする。

[注2]水源地域対策特別措置法の事業費は1998年の計画額であるので、今後、増加が予想される。

[注3]水源地域対策基金事業はまだ総額がきまっていないが、現在までの支出額から見て120億円と仮定した。

[注4]治水分の国費負担率を7割とし、水道、工業用水道の国庫補助率をそれぞれ1/3、2割とする。

注目事実!!

作成・島津聰之

やんば早わかり

八ッ場ダム建設事業の概要

(国土交通省発行『八ッ場ダム』より)

- 位置…群馬県吾妻郡長野原町。

利根川水系の吾妻川中流に計画。

- 目的…①治水（洪水調節）
②利水（首都圏の都市用水開発）
水道用水/東京、埼玉、千葉、群馬、茨城
工業用水/千葉県、群馬県

- 規模…総貯水量1億750万m³。高さ131m。

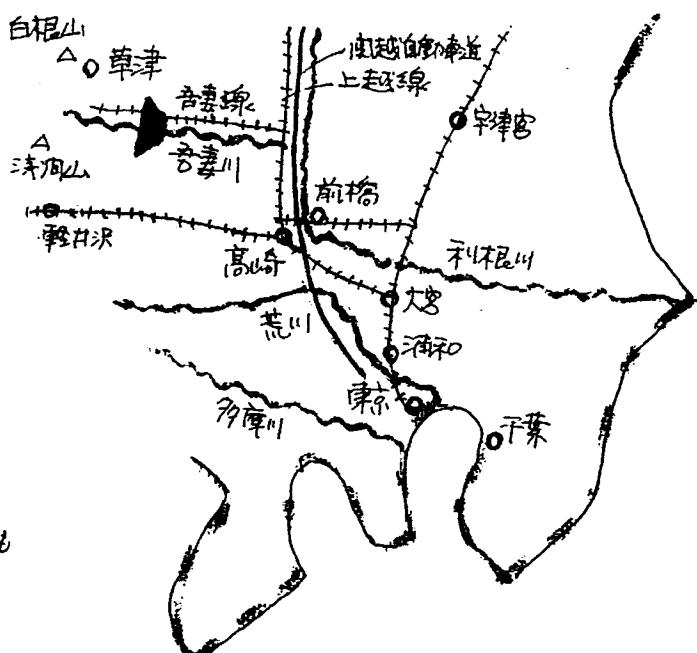
利根川水系で3番目の規模。

- 水没予定…340世帯。面積316ha（山林169ha）。

JR川原湯温泉駅、国道145号線ほか。

- ダム建設事業費(年)2003.11.20

4600億円（二小は日本一の金食いダム
にすこといふことなく、開墾事業費も
含めると約△000億円）



八ッ場ダム計画の歴史

1952年 建設省が調査開始。

1953年 吾妻川は草津白根周辺に水源があり、コンクリートや鉄を溶かす、魚も住めない強酸性の『死の川』であることから、ダム計画は一時中断。

1963年 草津中和工場建設。強酸性河川にミルク状の石灰を毎日約60t投入することで、pH2→pH5程度に改善。

1965年 品木ダム完成。石灰乳液によって生じる中和生成物を貯留させるため。（品木ダムの堆砂率は現在約80%）。建設省はダム建設の見通しが立ったとして、八ッ場ダム計画を発表。住民は「反対期成同盟」を結成。激しい闘争は「東の八ッ場、西の川辺川」と称された。

1975年 地元住民、県の生活再建案を二年がかりで見直す。国、県による切り崩し、町政への縮め付けによって住民の生活はダム計画に翻弄され続ける。

1976年 八ッ場ダムを閣議決定。

1986年 八ッ場ダム建設に関する基本計画告示。

1992年 「反対期成同盟」は「対策期成同盟」と名称を変え、運動は条件闘争に。

1994年 付帯工事着手。

1999年 捕償交渉委員会発足。地元と捕償基準に向けた話し合いが始まる。

2001年 地元住民と国で捕償基準合意。完成予定が1999年から2010年度に変更。

吾妻渓谷からの『脱ダム宣言』

1999年、前橋で「ハッ場ダムを考える会」が、2001年、東京で「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」が設立される。両会の提言は—

- ① ハッ場ダムの本体工事の中止。
- ② 地元住民の長年の精神的苦痛に対し、国は補償する。



ハッ場ダムの問題点

① 水需要が頭打ち

最近の都市用水は横這い又は減少傾向。
関連各都県は現在の保有水源で充分足りている。
ダム完成予定の2010年には、首都圏人口は
ピークを迎える。

② 治水にハッ場ダムは不要

利根川の治水計画は、1947年のカスリン台風の洪水をベースに、200年に一度の洪水に対応するよう策定されている。戦争直後の山が荒れ果てた当時と比べ、半世紀を経て森林整備が進み、利根川上流にはすでに六基の大型ダムがある。河川改修を計画通り実行すれば、治水上も新たなダムの必要性はない。

③ 自然破壊

生態系の頂点にあるイヌワシ、クマタカはじめ、絶滅危惧種の動植物が数多く生息する自然の宝庫、吾妻渓谷を破壊する。

④ 水質悪化の影響

吾妻川は「複合汚染の川」。上流の鉱山跡地からヒ素、カドミウムなど重金属類が、嬬恋村から大量の農薬が、草津温泉から生活排水が流れ込む。この水をダムに貯留して濃縮させるダム開発によって、首都圏では良質の自己水源である地下水を切り捨てる事になる。水質がさらに悪化し、未来世代に深刻な被害をもたらす事は必至。

⑤ 地質の問題

浅間山の噴火泥流でできた軟弱な地質が、ダム工事を困難にしている。がけ崩れの恐れのある沢ごとに40以上の防災ダムが出来つつあるが、地質調査を進めていけばさらに工事費を上乗せしても寿命の長いダムのできる可能性はない。

⑥ 財政破綻

ハッ場の事業費は全国の数あるダム計画の中でもトップ。不況にあえぐ経済を圧迫し、税金、水道料金の高騰を招く上、財政破綻の一因となる。

⑦ 政官財癒着の公共事業

かけがえのない渓谷を鉄とコンクリートの捨て場にするのは、他の公共事業と同じく政官財癒着の構図があるから。特に旧群馬三区に位置するハッ場ダムは、自民党大物政治家、福田、中曾根両氏の利権との密接なつながりが指摘されている。



脱ぐん

■ 2

川死んだ教訓、町長が訴え



本体工事着工に向けて工事が進む川原湯トンネルの現場＝長野原町川原湯地区

じにかかる事業、補償費の総額は88年の概算で211億円。立ち退きを余儀ないわれら住民の生活再建費を含め、最終的には1千億円以上の巨費に膨れあがるとの見方もある。

一方、ハツ場ダムの存在理由となつた首都圈への水供給も、「水余り」状況ではないかと、疑問符がついている。

「善い心」の事務局長曰く、沼田市に住む裏千家憲一氏は「ハツ場ダムはまだ終わっていない問題です。無駄な公共事業は氣がつくたらやめらるる、方向転換する」という勇気を持ちたい」と話す。

6日、ダム脇の「現地研究会」で50人ほどのメンバーが鬼石町を訪れる。閑口さんが下久保ダムや三波石峡を案内する。

「現場を見直して、もう少し反面教師として、苦い自戒を込めて、

「自民」高止まりしている公事業コストを民間の削減手法を参考に見直しを徹底
「民主」川辺川ダムなど国直轄の大型事業を06年度予算案までに3割を目標に削減
「公明」公共事業での資材単価の見直しや地域の実情にあった規格設定の促進
「共産」大型公共事業を総点検し、無駄と環境破壊の事業をやめさせる
「社民」環境保全や住民参加、歳出削減、費用対効果の視点で公共事業を見直す
「保守新」必要な公共事業をのぞき、原則地方に移譲し、低コスト、効率化を図る

ダムを抱える自治体がつくる「ダム所在市町村全国協議会」（ダム協）だら、累変が起きた。

ダム協理事会で鬼石町の閑口茂樹町長（57）が会長に選ばれたのである。当選5回、17年に及ぶ「長期町政」のかじを取る閑口さん。だが、異変の理由こそのことではなし。閑口さんは、血地どとに認める群馬の元祖「脱ダム派」だ。

ダム協は、国と協調を命令させた「推進派」「水源維持派」や、「ダム地域振興派」などダムとの共存を唱える首長が大半を占める。

ダム

「無意ですが、神流川は死にました」と閑口さんは語る。利根川の支流で、四国・四万十川のすぐ上にわれた清流が「ただの水路になってしまった」と。

35年前、鬼石町に総貯水量1億3千万トンの「下久保ダム」が完成した。神流川

はせき止められ、巨大なダム湖ができる。閑口さんは

「特にダムから下流は決定的に變わりました」と説明する。

ダム直下にある国指定の名勝・天然記念物「三波石峡」から下流3キロばかりの流れを失い、ヨシが繁殖し、水は悪臭を放つようになつた。ダムは上流から運ばれてくる土砂をせき止めている。一年から「維持用

水」の放流も始ましたが、三波石峡の川床は洗われ、

魚

をやなげさせた。

ハツ場ダムの存在理由となつた首都圏への水供給も、「水余り」状況ではないかと、疑問符がついている。

「善い心」の事務局長曰く、沼田市に住む裏千家憲一氏は「ハツ場ダムはまだ終わっていない問題です。無駄な公共事業は氣がつくたらやめらるる、方向転換する」という勇気を持ちたい」と話す。

6日、ダム脇の「現地研

究会」で50人ほどのメンバ

ーが鬼石町を訪れる。閑口

さんは下久保ダムや三波石

峡を案内する。

「現場を見直して、もう

少し反面教師として、苦い自戒を込めて、

湯温泉が丸っこい水没する」

徳山ダム問題の今

I) 03年8月8日、水資源開発公団（現水資源機構）は、ひた隠しにしていた事業費増額数字「1010億円=40%増」を発表した。この発表の仕方と数字には、徳山ダム建設推進派の頭目・梶原拓岐阜県知事でさえ「そのまま呑むことは出来ない」という反発ポーズをとらざるを得ないものであった。03年暮れ、焦った中部地整・水機構は11月30日の「中部地整事業評価監視委員会」で「金額を960億円に圧縮し、増額&事業継続やむなし」意見を出させることで「増額前提の違法予算」獲得を図った。岐阜県のみはこれにOKを出したが、他の県市・電発は動かず、結局法的裏付けのない予算要求は財務省に蹴られた（180億円の要求に対して現行事業費2540億円の枠内の93億円のみ認める）。しかしこれは「事業実施計画変更を得てから追加予算を考慮する」という財務省の「暖かい」配慮付きである。

中部地整・水機構は、関係県市の「撤退」を防ぎ、財務省の示す条件=事業実施計画変更を急ぐべく、姑息な智恵を絞っている。

II) 03年12月26日、徳山ダム裁判に対して岐阜地裁は行政追従姿勢の露わな恥すべき不当判決を出したが、その裁判所でさえも、付言として「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成10年12月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン21の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」と述べざるを得なかった。「現在だったらアウト」と行政に忠告したわけである。

そして2月16日に愛知県、3月9日に岐阜県、3月25日に名古屋市が利水容量削減表明を行った。

利水者	計画当初～98年変更(現行)		04年2,3月表明
岐阜県	水道用水	1.5 同左	1.2
	工業用水	3.5 同左	1.4
愛知県	水道用水	4.0 同左	2.3
	名古屋市	5.0 → 2.0	1.0
	工業用水	1.0 同左	0.7
	合 計	15.0 12.0	6.6

単位はm³/秒

この動きに対して国交省は「撤退ルール（水資源機構法施行令18条～）を適用しない」という見解を示した（3月12日付け中日新聞）。利水者による利水容量削減表明ということは、本来「一部撤退」であり、撤退ルール適用の対象になるはず。しかし国交省は「治水容量として必要だから、利水容量を振り替えて貰った」とすることによって、利水者の費担の軽減を図り、もって事業費大幅増額の事業実施計画変更の了承（費用負担同意）をとろうとしているのだ。利水者の費用負担軽減で早々に費用負担同意を得、財務省の要求する事業実施計画変更を済ませて「04年度の工事が止まらないように」追加予算を獲得しようということなのだろう。

III) 中部地整は、4月中にも利水容量から治水容量への大幅な振り替えの「案」（11／30事業評価監視委員会に出した「中部地整資料3」に数字を書き込んだものとなろう）を作成して、またまた事業評価監視委員会にお墨付きを貰う計画であると報道されている（3月31日に任期が切れる事業評価監視委員の任期を3ヶ月の延長した）。

これには私たちダム・河川の運動を担う者にとって見過ごせない大きな2つの問題がある。

一つは、利水（およそ3割が国、7割が利水者）から治水（7割が国、3割が関係県。費用としての「治水」は洪水防御だけでなく「正常な流水の機能の維持」「渇水対策容量」「環境改善容量」などが含まれる）に大量に振り替えることにより、「無駄ダム」のツケ払いへの世論の反発を逃れようとする事である。徳山ダム問題からは何の「恩恵」も受けず、何の情報も持たない（=首都圏などでは「徳山ダム」というものの存在を知っている人はほとんどいない）、全納税者に広く薄く（薄くはない重さであるが）負担をさせることは問題見えにくくし、同様な問題を繰り返し引き起こしていく構造を温存することになる。

もう一つは、利水から治水への大量振り替え（それによって治水安全度が増す、と国交省は言う）は、揖斐川治水計画の変更に他ならないのであるから、本来河川法の手続きに拠らなくてはならない、ということである。その手続きを全部抜いて、徳山ダム事業実施計画とたまたまそれと時を同じくして行われるフルプラン全部変更で、治水計画変更までやってしまう（既成事実化する）のは、改正河川法の脱法行為である。

IV) 97年の河川法改正の大きな「目玉」の一つが「16条の2／河川整備計画の策定」であり、「河川管理に住民参加に途を開くもの」と河川官僚が宣伝して歩いた（私たちもその宣伝の場を提供してやった＝2回の「建設省との対話」）。ところがその改正河川法の趣旨はどこかに消え失せ、中部地整事業評価監視委員会でお墨付きを貰い（事業監視委を設置する根拠となっている国交省事業評価制度の趣旨を大きく逸脱している。また昨秋の中部地整事業評価監視委の委員たち自身が「治水計画まで見直すとなれば、我々ではとても手に負えない。分からぬ」と正直に言っている）、それをもって徳山ダム事業実施計画変更を行い、財務省の「条件」をクリアして追加予算を獲ろう、というのである。

フルプラン全部変更と徳山ダム事業実施計画変更（どちらも住民意見を反映する場はない。関係県市議会の同意さえ要らない）をもって、事実上治水計画を変更してしまうのであれば、「河川法16条（河川整備基本方針）及び16条の2（河川整備計画）」は、既成事実の後追いしか出来ないことになってしまう。河川法の改正趣旨の僭脱・逸脱である。

治水容量を増やすことで揖斐川流域住民が恩恵を受けるがごとく、国交省は言う。しかしもともと工事実施基本計画（工実。河川整備基本方針・河川整備計画策定までは工実が「みなし基本方針・整備計画」となっている）の「既設横山ダムのほか徳山ダム等の上流ダム群により、2400m³/secを調節して」の文言は、大きな支流である根尾川上流の「黒津ダム」（洪水調節計画容量 2690万 m³。1968年工実参考資料に明記）の存在を前提としている。本川最上流部にのみ大雨が降るなどという「都合の良い」洪水だけに対応する治水計画など、揖斐川流域住民としては到底受け入れがたい。

そして、黒津ダム計画が消えた（3月10日付け読売新聞）以上、新しい河川整備基本方針・河川整備計画を策定する必要がある。そして、河川整備基本計画策定にあたって広く住民等の意見を反映させる（16条の2）というのが、97年河川法改正の趣旨である。

V) 2月26日、02年7月10日台風6号による大垣市荒崎地区の浸水被害（大谷川右岸越流堤からの越流）について調べていたら、「『牧田川圏域（相川・大谷川・泥川）河川整備計画（案）』は県河川整備計画検討会にも諮って策定し、国に決裁を仰いでいるところです」（岐阜県河川課）ということに遭遇した。02年8月以来、国交省中部地方整備局にも木曽川上流河川事務所にも繰り返し「大谷川右岸越流堤問題の解決を含む河川整備計画策定のための住民意見交換会を」と要求してきたのに対して「木曽川水系の河川整備基本方針・河川整備計画の策定につきましては、鋭意準備をいたしておりますが、いまだお返事できる段階に至っておりません」とずっと聞かれていた（03年12月にも）。

「河川整備基本方針が策定されないまま、みなし基本方針（工事実施基本計画＝工実）で河川整備計画を策定することについては、（私たちとしても）釈然としないものがある。」（岐阜県河川関係者）。支川（県管理区間）の河川整備計画が先に決まって、それに逆規定されて（大臣管理区間の）河川整備基本方針・河川整備計画が決まる？ そうだとしたら河川法16条＆16条の2は最初からザルか？（すでに河川整備基本方針を策定した全国各地の一級河川がことごとく基本高水量を旧工実から変えない理由は、実はこんなところにあるのかもしれない）

この「牧田川圏域（相川・大谷川・泥川）河川整備計画（案）」を承認した（16条の2第3項に係る）岐阜県河川整備計画検討会は公募も何もない旧態依然とした「学識経験者を岐阜県（知事）が選定」したものである。今、揖斐川流域で一番問題となっている相川・大谷川・泥川の河川整備計画は、木曽川流域住民全体の意見を反映させる手だてを一切封じたところで策定されてしまったのだ。

河川法の目玉「16条の2－住民参加」は、一方では「淀川モデル」と鳴り物入りで宣伝されている。しかしほとんどは、あるときには肱川流域委員会のような形で（設楽ダムを位置づけた豊川水系河川整備計画策定における「豊川の明口を考える流域委員会も同様）、またあるときには支川の河川整備計画をこっそり策定してしまうという形で、骨抜きにされまくっているのだ。

VI) 私たちは追いつめられっぱなしというわけではない。97年～98年初めにかけて、こつそりフルプラン一部変更と事業実施計画一部変更を行って以来、ダム推進側は何もしなければ「肃々とダム工事は進んでいただ。しかし、今、相変わらず密室で「落としどころ」の謀議を練っているにせよ、「誰が幾ら負担するか」という重大なことを、市民の注視の中で決めなければーそして各自治体の台所に余裕はないー「フルプラン全部変更」「事業実施計画変更（利水者の費用負担同意を要する）」は行えず、予算は獲れないのである。お役人の人得意「先送りの技」はここでは事業を止めてしまう方向にしか働かない。

そして関係県市が負担を承知するには下のような問題を住民に説明出来なければならない。
ア. 集団移転地の一つ、文殊団地の地盤沈下は進行し続けている。水機構は「補償問題は終わった=金額は確定した」と言っているが、とても「確定した」と居直れる状態ではない。そもそも水公団（水機構）の調査不足（又は手抜き工事）で起こった問題である。この費用を、関係県市の負担とすべきなのか？

イ. ダム周辺山林保全制度を適用して徳山ダム集水域の山林の全てを公有地化する（湖岸道路一村道・林道一を建設しないことで浮かせたお金岐阜県に渡して県有林とする）と言う。しかし、旧徳山村地権者は納得していない。「公有地化事業」の目途は立たない（*）。249.3億円というこの事業費は岐阜県の一般会計に入るが、これが岐阜県が使い回しの出来るペーパーリーにならない、という保証はないのである。そんなお金を愛知県や名古屋市、三重県が負担すべきなのだろうか？

*国交省の役人の中にも公有地化が完了しないと湛水は出来ないと見解を述べる者もいる。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

声 明

2004年3月25日

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

本日、名古屋市は、徳山ダムからの利水容量を1.3m³/S返上して、水道用水1.0m³/S、工業用水0.7

m³/Sの1.7m³/Sとする旨を発表した。名古屋市は、当初、水道用水5.0m³/S、工業用水1.0m³/Sの6.0m³/Sを必要とするとして徳山ダム計画に参画したが、1996年10月に水道用水を3.0m³/S返上し、2.0m³/Sに削減したという経過がある。

明白な水余りの実態の下、利水者は次々と利水容量を切り下げる。徳山ダムは水資源開発促進法に基づく水資源開発施設として計画され、建設されてきたのである。その利水容量が当初の15.0m³/Sから6.6m³/Sへと半分以下に縮小され、明らかに当初の目的と異なるものとなっている。それでもなお1000億円近い事業費増額を行って事業を続行するか否かを決めるのは納税者・有権者である私たちのはずである。しかし間接民主制云々をという立場に立ったとしても、私たちは「利水容量6.6m³/S、事業費3500億円の水資源開発施設・徳山ダム建設の是非」を問われて投票する機会をもつたことは一度もない（昨年11月の総選挙では、事業費増額に疑問・懸念を持つ候補者が多く当選した）。

各利水者（愛知県、岐阜県、名古屋市）の山してきた数字は、国交省のいう「施設実力（開発水量に対して実際の供給可能水量は小さい）」という誤魔化しも含めて、辯護合せ、と断ぜざるをえない。取水・導水施設がなければ「確保」した水は一滴も使えない。もし取水・導水施設を建設すれば、その莫大な追加負担は、大幅な水道料金値上げと売れない工業用水の一般会計からの支出という重い負担を地域住民に強いることになる。そのことをきちんと県民・市民に説明したことはあつただろうか？岐阜県に至ってはこの取水・導水施設の計画の片鱗も（誰が計画の主体なのかということさえ）存在しない。

結局のところ「将来不足したらどうするのだ」という漠然とした脅しと、「利水容量を縮減したから追加負担は大きくならない（＊）から良いではないか」という慰めで県民・市民を黙らせようとするもでしかない。

*利水容量を削減し、その供給可能水量を小さく見たために、1m³あたりの単価としてはベラボーな値上げとなる。やはり負担は重くなるのである。

国交省は利水容量を治水容量に振り替えるという。昨年11月30日の事業評価監視委員会に出した「治水計画の考え方」に具体的な数字をつけて、新たな治水計画にしてしまおうというわけである。フルプランによるダム容量の振り替えで治水計画を変更してしまう（＊）などということは、明らかに河川法16条の2の僭脱である（フルプラン変更には住民参加の要素はない。治水について第三者が専門的な議論をする場もない）。

1997年、ダム・堰を問う広範な市民の声に押されて行われた河川法改正において、国交省は「広く住民参加の途を拓く」と16条の2（河川整備計画の策定。ダム建設の是非もここで論議される）を宣伝した。その手続きを一切行わないまま、ダム容量変更という既成事実をもって事实上河川整備計画を規定してしまうのでは、河川法改正においていったん否定した「行政同士の密室論議で河川の在り方を決める」という旧態依然たる態度—「河川は河川管理者のもの」—を復活させるということではないか。

1月16日、四国地整の設置した肱川流域委員会は日弁連意見書によって批判された。国交省が今行おうとしているフルプラン変更による揖斐川治水計画の変更は、その問題にも匹敵する、あるいはそれ以上の悪質な河川法16条の2の歪曲・僭脱である。流域住民である私たちはこのようなことは到底容認し得ない。

*本川の2ダムで、2400m³/secを調節しようなどという「計画」は無謀であり、危険である。
現在最も問題となっている大谷川右岸洗堰－荒崎地区の洪水被害軽減にも少しも役立たない。

こうしている間にも、イヌワシ・クマタカを頂点とする徳山の自然生態系は脅かされている。巨大な人造湖が出来てしまえば、取り返しのつかない自然破壊となる。

私たちは、国交省をはじめとする関係諸機関に繰り返し次のことを要求する。

- (1) 徳山ダム建設工事を直ちに凍結すること。04年度の予算93億円は、工事凍結のため使うこと。
- (2) 改正河川法16条の2の趣旨に則った流域委員会等の準備を直ちに開始すること。
- (3) 工事を凍結した環境下で、環境アセスメント（大型猛禽類調査を含む）を行うこと。

以上

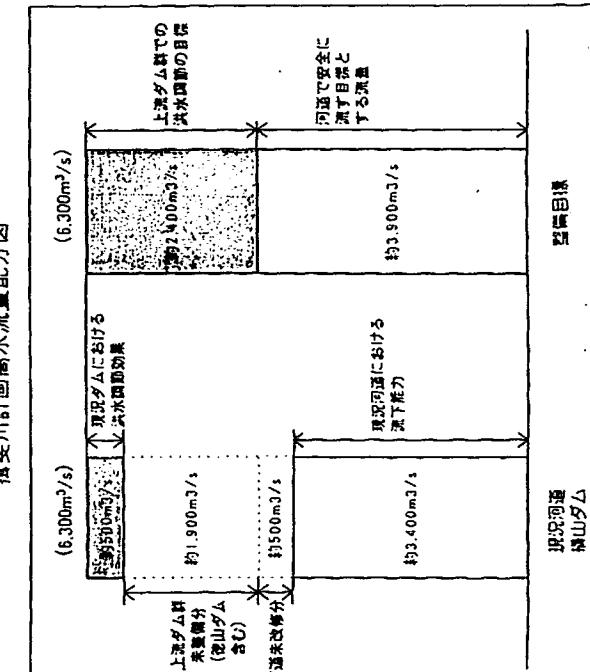
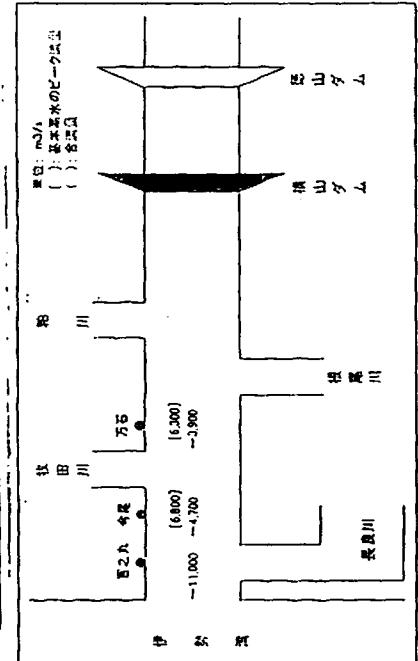
2004年4月4日 徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

4割の流域をダムで調節可能

徳山ダムの集水面積約25.4 km²と、横山ダム単独の集水面積約21.7km²を併せると約47.1km²となる。

すなわち基準地点における集水面積の約40%、今尾地点における集水面積の約30%を占める。

- 現在の揖斐川の治水計画は、1/1000の降雨に備え計画。
・計画には徳山ダム、横山ダム等の上流ダム群が位置付けられている。



1/100降雨に対する現況の状況

治水計画の考え方

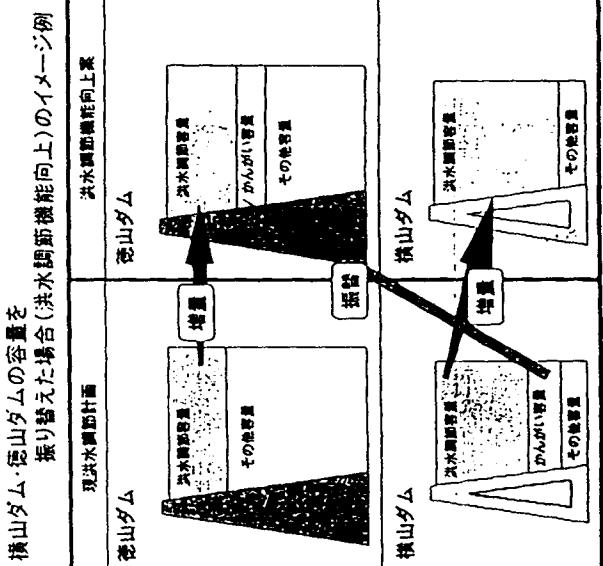
資料一-3

平成15年11月30日

国土交通省 中部地方整備局

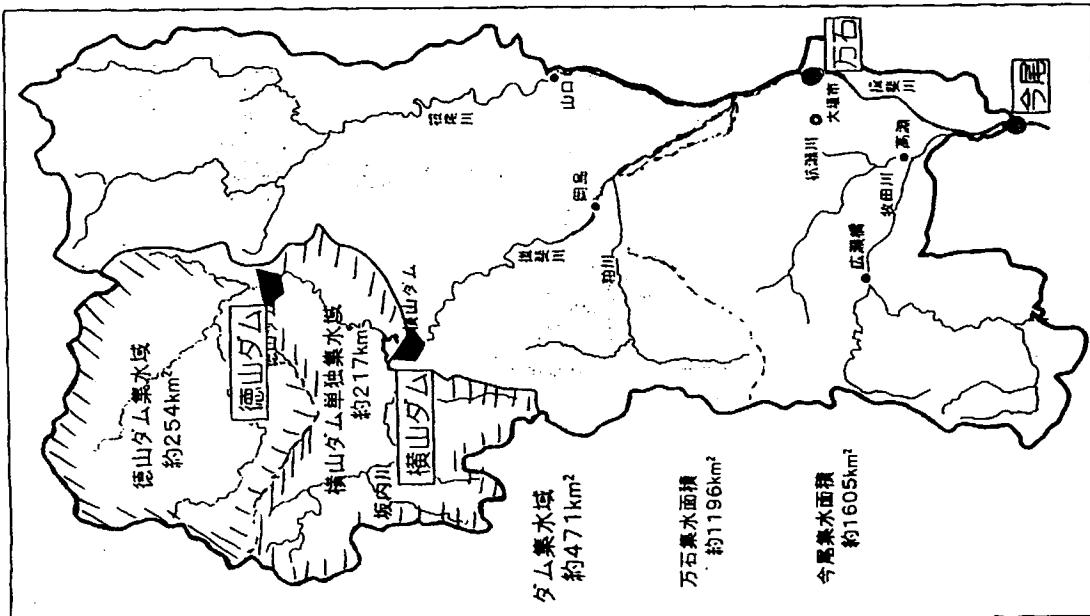
行回

3) 洪水調節機能向上の基本構想
徳山ダム及び横山ダムの洪水調節機能を向上させ
揖斐川の治水機能の増強を図る



注)この構造は構造的危険であり、今後具体的に内情(地質、地への影響等)を検討した上で、適切判断を取らなければならない。

揖斐川流域図



徳山ダム

名古屋市は13ヶ所

利水容量計45%減

日朝(1973)行

自治体の水利権削減表明あいしぐ中 今こそ中止を！ **徳山ダム**

～百會萬具大いに趨る～

参夫敦村は、ラーナ・ペナル（金員の會）

河村たかし衆院議員（民主党・愛知1区）
八田ひろ子参院議員（日本共産党・愛知選舉区）

おとぎ語

◆ 4月24日(土) 午後1時30分～4時30分(解説：1時)
◆ 生協文化会館(名古屋市千種区)
— 地下鉄東山線・名城線「本山」駅(4番出口)下車すぐ —
[参加費：500円]

徳山ダムの利水者（愛知県、岐阜県、名古屋市）は、取得する水利権の大継削減を表明しました。名国土交通省は、自治体が返した利水容量を治水容量に振り替える意向を示しています。これでは目的を失つた公共事業を継続するために、後から理由をつける「公共事業のための公共事業」と言わざるをえません。私たちの税金と水道料金使いたいが故の、世紀の愚業を今こそ子供にさせまい！とう

日本では、16歳未満の未成年者に対する暴力は法律で禁じられています。

中部地整の事業評価監視委員
任期満了後も継続

國土交通省中部地方整備局は、平成二年三月一日で満了となつた事業評価監督委員会の委員十一人を大月末まで入れ替わらず、継続させた方針を決めた。事業費増額で活躍する徳山タク問題が未決着なためで、同整備局は「現在の委員は現地を視察し、結構把握しているため」と説明している。

琵琶山ダムの利水容量(万秒立)		現行・上段
岐阜県	水道用水 工業用水	1.5 3.5
愛知県	水道用水 工業用水	4.0 2.3
名古屋市	水道用水 工業用水	2.0 1.0
合計		12.0 6.8

4月、64.6.6
9号提稿会

主催／徳山ダムをやめさせる会・徳山ダム建設中止を求める会

名古屋市中区三の丸三丁目1-1 (名水労
大垣市田町1-20-1 000584784119
<http://www.mizu-nursyoku.com>

岐阜、愛知、三重、長野4県にまたがる木曽川水系の地域に、将来どの程度の水が必要なのか。その見通しを定めているのが、国の「木曽川水系水資源開発基本計画」（フルプラン）だ。国土審議会水資源開発分科会の木曽川部会は、13日に開く第2回会合から、現行のフルプラン変更に向けた論議を



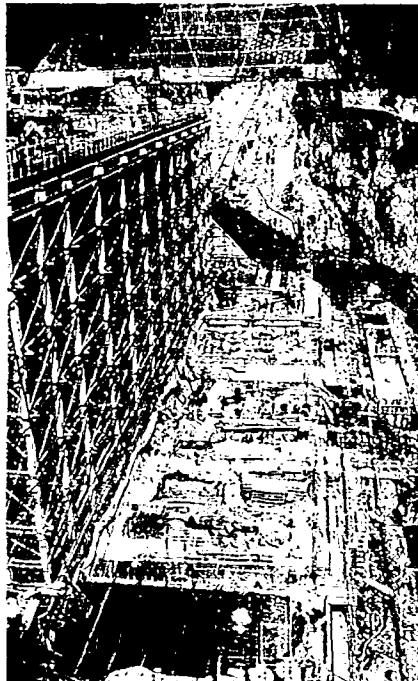
本格的に始める。「水余り」の現状を受け、関係する自治体は将来予測で水需要を減らしており、変更される新フループランへの影響は必至。現フループランで、水資源開発のために必要な施設と位置付けられている徳山ダムの巨額事業費増問題も絡み、論議が注目されそうだ。(石川 浩)

木曾川水系
新基本計画本格論議

「水余り」の影響は必至

岐阜県の新水資源長期水需給計画
 (カッコ内は現行計画での予測値) (単位=1000t/日)

		1990年実績	1998年実績	2010年予測	2015年予測
県 全 体	水道用水	897	921 (1,195)	1,013 (1,410)	1,026
	工業用水	1,528	1,245 (1,563)	1,238 (2,020)	1,269
う ち 大 地 域	水道用水	169	180 (228)	188 (271)	190
	工業用水	530	448 (498)	463 (638)	465



建設が進む飯山タバコ新工場でも必要な施設と位置付けられるとの見方が強い。3月27日、藤崎村で

「地下水頼れぬ」開発不要

岐阜県が三月上旬、十年ぶりに見直した新水資源長期水需給計画。目標年の二〇一五年に、県全体で必要と見込む「水道用水」は一日当たり百二万六千トン、「工業用水」は同百一千五百九千トンで、現行計画(二〇一〇年目標)に比べそれぞれ21%、37%減った。

徳山ダム問題も

え、製造品出荷額は78.9%伸びるとの、「う色」の予測で、水需要を見込んだ。ところが、景気はその後急激に下落し、同出荷額は減少に転じ、人口も少子化で伸び悩んだことで、予測が狂い、実績との間に大きな乖離(かいり)が生じた。徳山ダムの水を利用する東京都や埼玉県などが撤退を表明した「戸曾ダム」(群馬県片品村)は中止が決定。奈良県も先月、「川上ダム」(三重県度町)から撤退を表明するなど、全国的にも、将来的な水需要見直しに伴うダム事業への影響が相次ぐ。いずれも水需要の低迷と自治体の財政

水需要見通しによって、給目標達成に必要な施設などを盛り込む。基本計画の決定は1968年。その後、一ヶ年取水実績は4~6割とも同ダムからの水利用自ら変更や全部変更をして、前後。

現行計画の策定は一九九五年から「国約」一・六年に亘り、四年。バブル景気真っ盛中、減することと差儀なくされ、の九〇年を基準に、二十年た。

木曽川水系水資源開発基本計画

これに対し、高柳一・
岐阜大地域科学部助教授
(経済地理学)は「長良川
河口堰(せき)」の水も使わ
れておらず、徳山ダムの新
たな水開発は必要ない」と、徹
底した抗議を求めて
いる。

資源開発についての検証などを
で計画されたダムなどの水
不可欠になら。

削減を表明した同ダムの改修費分は、治水対策に振り切れる方針。ただ、事業費を一に伴う自治体などの費用負担問題は依然として決着

「紀ノ川河川整備計画原案」作成に向けて

水と森と平和の声 岩畠正行

3月9日「第19回紀ノ川流域委員会」が開催され「紀ノ川河川整備計画素案」に対する各委員、住民からの意見書に基づいた「原案」に弾みがつく審議が行われました。大滝ダムの問題もありますが、最も懸念する問題は「岩出井堰」の全面改築です。もう一つ紀ノ川大堰を造る計画です。

私は当初より岩出井堰全面改築には反対の意見を述べてきています。しかしながら委員会は是認する方向性になりつつあります。

今回の審議、河川整備に向けた説明でもう一度大滝ダムがもたらした問題を含め堰の是非について協議の要請を行いました。

昨今の地方自治のあり方も多様化して、治水、利水の考えが根本的に変わりつつあります。この状況を鑑み慎重に検討を続けることが今日の大型公共事業に求められています。

協議は私の意見書と当日の資料を基に質疑を行いました。質疑、意見書の紹介の前に今回の素案に至る経緯と背景を簡単に述べます。具体的な骨組みを紹介することでより明確に素案への経緯を理解して頂けるものと思います。

先ず、紀ノ川河川整備計画と大滝ダムは切り離せない治水論で同時進行してきました、そのことが前提です。そして大滝ダムが整備計画の全てを物語るといつても過言ではない背景があります。紀ノ川流域委員会の中川委員長は大滝ダムの設計管理者というのもその理由です。中川委員長の口癖は大滝ダムを語らずして紀ノ川の整備計画はないと力説するのが委員会での定番説になっていました。従って大滝ダムの洪水調節容量2500トンが機能して初めて私達の念願であった「紀伊丹生川ダム」建設中止の現実があるというのが持論です。

建設中止の背景は利水目的の消滅が全面的に論議になりましたが、実は利水から洪水対策目的へのすり替えは常套手段として主張されていました。但し、基本高水論は私達の河川砂防技術基準違反であるとの反論で整備局の正当性が著しく崩れ、私達の主張を認めざるを得ない審議状況(担当専門官が左遷とも思われる降板)のなかで進められましたが。しかし再び大滝ダムの治水効果が紀ノ川治水計画の要であることが前面に押し出される結果になりました。そして、紀伊丹生川ダム建設の中止と大滝ダム建設が関連付けされ、戦後最大実績降雨であるS34.9の実績降雨を対象雨量とした目標流量9900トンに対してその妥当性を認めざるを得ない治水対策論になった訳です。その結果が冒頭での「岩出井堰」の老朽化に伴う農業用水と治水対策名目の全面改築、紀ノ川大堰をもう一つ造るという計画が策定されようとした訳です。

紀ノ川河川整備計画素案は大滝ダムの洪水調節と築堤、掘削、狭窄、そして堰の全面改築が盛り込まれた計画で、新河川法が提唱した氾濫型治水論は全く活かされず、遊水地現地見学、実地調査の審議も河川敷における法律の下では全く考慮されることなく公共事業優先の計画案だったのです。

この素案に対して、既に2月13日から紀ノ川流域8箇所において住民説明会が行われています。しかし「紀ノ川の川づくり」に対するアンケートならびに説明会への参加は28万世帯のちらし配布に対して、アンケートは3500通の回答でまずまずということですが、説明会

への参加者は延べ人員が 115 人、問題の岩出井堰流域の 2 箇所で 7 名という無関心さで終わりました。また、箇所によっては全く質問なしという現実で終わっています。従って整備計画に対しての具体的な意見が皆無という状況で「原案」作成に向かった訳です。そこで、第 19 回「紀ノ川流域委員会」への意見書提出ということに至りました。以下に意見書を掲載します。

そして、これに基づき委員会で

昨年から全国のダム工事当初計画予算の跳ね上がり、もしくは倍増の新聞記事を提示して「素案」に対する意見を述べた訳です。

紀ノ川河川整備計画素案に対する意見書

堰の修改築について

紀ノ川大堰を皮切りに岩出井堰の全面改築、藤崎、小田井堰と改築の計画が素案に盛られている。ここでは岩出井堰の全面改築について述べることにする。その前に紀ノ川において、治水、利水上最も大事であるとの主張から建設された紀ノ川大堰と大滝ダムについて言及する。

先ず、治水目的が全く見えてこない大滝ダムは自然、人的環境破壊だけをもたらした運用の目処が立たない、戦後のダム公共事業の汚点の代名詞になりつつある欠陥ダムとして全国の注目を浴びている。機能不全に陥っている大滝ダムについて問題点を指摘すると共に今後のダム建設への貴重な警鐘になることを願って述べる。

大滝ダムは近年事業費最大規模のダム工事として長い年月を要し周到な準備の下で行われた。そのはずの工事が欠陥工事であったというショッキングな出来事が、ことあろうに当時からの地滑り警告をずっと無視してきたの惨事だっただけに驚きと怒りが交差する全国注目の的になつたといえる。私は、第 16 回「紀ノ川流域委員会」でこの地滑り事故は「人災である」と強く主張した。早速の調査検討委員会の対処は兎も角として、国土省は 2 月 7 日再び驚きと怒りが交差する 6 年の対策工期延長と約 270 億円の費用増額の発表を行つた。対策を施工するには工期と予算は付き物である。しかし、怒る理由はと言えば、この時に注目しなければならない国土省の見解表明、特定多目的ダム法を盾に取り各自治体が割り当て金額を飲まなければ水利権を喪失すると脅し文句を付言していることである。近年、国は、河川は国民の財産であると公に宣言している。であればこの台詞はおかしい。最近の暴力団でもこの類の台詞は使わない。もっと上品に言ってのける。とすれば、国土省のこの脅しは国民を愚弄している省庁に有るまじき発言との誹りを免れないといえる。これらの注目度日本一の大滝ダムは 1962 年の着工から計画変更を繰り返し、工事予算も 230 億円から 3480 億円に膨れ上がりさらに対策費用の増額 270 億円である。一旦膨れ続けた大滝ダムは止まることのない増額を繰り返しその都度国民を脅し続け、全てを破壊し続けることになりはしないか。近年の本体工事着工から地滑り対策工事の一連の費用と工期を考えれば自ずとこのダムの非効率性が浮かび上がつてくる。約半世紀致命的に近い洪水がない紀ノ川河川においてその効用が幻かしつつあるにも拘らず、工事を続けなければならないほど非生産的なことはない。

戦後日本の復興に伴い森林、河川の整備が進められてきた。戦後度重なる台風の被害時とは明らかに整備状況が違うことは明々白々のことである。当流域委員会において徹底した比較協議はされなかつたがそれは今日の常識化した見解があつたものと理解できる。旧工事実施基本方針での迷信的基本高水に基づく机上の空論に振り回されている時代ではないことは、当の整備局と紀ノ川流域委員長が一番理解しているはずである。

次に、全く利水目的を失くした空手形の紀ノ川大堰について述べる。この大堰は、景観、環境破壊だけをもたらして昨年仮運用に漕ぎ着けた。実際に計画から約30年後の完成である。しかし紀ノ川大堰の本格運用については全く先の見通しがついていない。それは新六ヶ井堰の撤去と主目的である大阪府への分水を可能にする導水路工事の計画がないことである。これは大阪府の水需要の減少に伴う現実の問題として浮上している。水利権だけを主張して計画を先延ばしすれば、国土省の常套キャッチフレーズ「万が一の水不足の為に確保しておく」ことにはならない。だからと言って目的の適正判断がない工事は着工できないだろう。要するに紀ノ川大堰は河口に仁王立ちする公共事業の箱物でしかないということである。和歌山市での住民説明会において、紀ノ川大堰の大義は洪水対策の治水目的であると説明したが、時間が経つと目的も変わる。大滝ダムと紀ノ川大堰がなければ和歌山市が水没するという洪水警報を今時鵜呑みする善良な市民はいない。その時の都合論でしかない国土省の説明は国民すべからく承知していることである。ここに紀ノ川大堰と大滝ダムを列記したことの意味は、如何に長年の工期と莫大な事業費が時代の推移と共に無用の長物と風化してきたかを知ることにある。そして紀ノ川河川整備計画素案にあげられている堰の改修について示唆するところ大であると考え極簡略的に述べたものである。

「紀ノ川流域委員会」のキーワード「てもどりのない計画」とは

紀ノ川流域委員会の目標とする修改築工事の提言は、委員長自らが都度主張している、「てもどりのない工事」である。この考え方方が岩出井堰の場合は全面改築になる。要するに列記した2つの堰と同じあらゆる周辺状況を無視した巨大工事として計画される。

岩出井堰の全面改築の必要性は流域委員会で治水上の観点ら説明があったが、その他の視点、利水、環境、景観からは全くといって良いほど審議されていない。治水上での土砂堆積が問題視され、もう一つは老朽化によるものであった。近年日本の河川状況での堆砂問題は日増しに深刻化している。昨年6月の黒部川の連携排砂は富山湾に深刻な漁業被害を与え話題になった。専門家は湾そのものがダムの湖底と同じヘドロかする、その解決策は排砂ゲートの常時開放しかないと指摘している。また、土砂堆積問題と老朽化を抱えた九州球磨川の荒瀬ダムは昨年日本初になる「ダム撤去」を決定した。要するに、土砂堆積の解決方法はゲートの常時開放もしくは堰の撤去でしかないということである。話を岩出井堰に戻せば、整備局は土砂堆積による流量障害を理由に固定堰の撤去と全面改築による可動堰が一番望ましいてもどりのない工事計画だと説明する。しかし、指摘のあるように常時解放が望ましいのであって可動堰にしなければならない根拠は何処にもない。整備局の根拠は150年に1回の洪水対策上てもどりのない大規模全面改築岩出井堰の計画が妥当だと飽く迄も主張する。現実の問題に戻そう。そもそも

周辺の要望がない公共事業で起業主が決まっていない。事業費の概算も知らされていない。また、紀ノ川の水需要の実態を現実に把握して、堰周辺の水利用の現状認識を先ず行わなければならぬ。さらに環境、景観についての徹底した協議に基づく計画案でなければ「素案」としても意味がない。従って、全面改築案は「廃案」にしなければならない。「素案」にしても議論は深まっていないというよりも、計画そのものが脆弱すぎる。40年前ならいざ知らず、てもどりのないという発想は今日の環境面、財政面を考えれば余りにも拙速的な考え方と言わざるを得ない。現実の必要性から実現可能な工事計画はたくさんある。洪水対策で行わなければならぬことは、先ず堤防の強化策、必要やむを得ない場合の堤防の嵩上げ、狭窄部の改善、掘削と現在の土木技術で出来ない洪水対策はない。それともあらゆる困難な問題を強行突破して計画から30年後の無用の長物を造るか、考えなくても判断できる選択肢である。同じ轍を踏まない為の当委員会である。同じ轍で思い出したが、大滝ダムの地滑りは正に大迫ダムでの大型地滑りの教訓を全く生かしていない。当流域委員会は同じ過ちを繰り返さない為に初めての市民参加に基づき行っている。旧委員会で行った行政指導の旧河川法では立ち行かなくなつた現状をもう一度真摯に振り返り今後の河川管理に活かしていかなければ元の木阿弥になる。

最後に堰建設で問題を提起した吉野川第十堰可動堰の結論がでた。「可動堰以外のあらゆる方法を抜本的に検討する。」というものである。00年1月徳島で行われた住民投票の9割が可動堰に反対した。その背景の一つに、徳島の住民の方が紀ノ川大堰を見学して絶対にこのような可動堰を建設させてはならないと決意したことがある。それから時間を掛け、多角的な議論を経て先日、県知事の判断が下された訳である。これを教訓に今度は和歌山県民が徳島の英断に見習い岩出井堰の全面改築を一から見直ししなければならない。結論として、当流域委員会が目指すところの「てもどりのない計画」は将来的に治水、利水、環境に私達の想像以上の弊害を及ぼす。従って、現井堰を置いて緊急、応急に治水、利水、特に環境における景観を配慮した改修を再検討しなければならない。

以上が素案に盛られた堰改修における、岩出井堰全面改築を見直す意見書である。

以上の意見書に基づき、大滝ダムの工期歳月40年、総工事費用約4000億円を懸けて未だ機能しない大滝ダムの公罪を述べ続けた訳だが、中川委員長が「分かった、分かった」と発言を遮り、例の大滝ダム性善説を早口で捲し立て始めたのです。この委員長の向きになった時の論調はお決まりです、笑いすら誘われます。結局、私と同じ時間を費やし、今後大規模工事など出来る訳がない、「てもどりのない工事」とは、部分改修を手堅く確実に行っていくということで私の誤解であると述べたのです。そこで私は「誤解していましたか」結構です、全面改築がないことであれば大いに結構、誤解を改めますと発言した次第です。

今後再び、紀ノ川河川に仁王立ちした紀ノ川大堰の公共悪、無用の長物を造らせてはなりません。

次回、第20回「紀ノ川流域委員会」で示される「原案」に〈全面改築〉の記載がないことを信じて。

収用採決取り消し訴訟と

広範な市民への運動展開を！

ストップ・ザ苦田ダムの会 矢山有作

苦田ダムをめぐる最近の様子を簡単にご報告します。苦田ダム建設に反対する土地共有者の所有地に対し、平成13年8月27日付けで起業者の国土交通大臣及び岡山県知事による収用採決の申請がなされました。

この申し立てに対し、岡山県収用委員会の、訴訟係属中の苦田ダム事業認定取り消し訴訟の判決確定までは、収用委員会の審理を開始しないよう文書をもって申し入れを行いましたが無視され、平成14年2月10日に第一回目の審理が強行されました。

以後、現地調査を挟んで、ほぼ2ヶ月に1回のペースで審理が続けられ、平成15年10月5日第9回目の審理日に強引に審理打ち切りが宣言されました。

この一方的な審理打ち切りに対し、10月15日に収用委員会に対し、文書をもって抗議しました。この抗議文を見て頂ければ、審理の実態はある程度ご理解可能と思いますので抗議文をお読み下さい。

土地収用裁決に対しては、平成16年3月15日に収用採決の取り消し訴訟を提起しました。係属中の事業認定取り消し訴訟との併合審理になると思います。原告は227名です。

岡山広域水道企業団訴訟（苦田ダム利水容量40万トンの内、引受先のない12万トンあまりに対する県費支出を違法とし、損害賠償を求める裁判）は、平成15年12月10日結審していましたが、平成16年3月24日請求棄却の判決がありました。これに対しては近日中に控訴することに決定し準備中です。

尚、ここ数年、苦田ダム反対運動は、いさか裁判闘争に傾斜していたとの反省から、重心を広範な市民結集の運動へと、対応を検討中であり、さしあたり5月から始まる淡水試験に対して“よみがえれ奥津”“やっぱりいらん、苦田ダム”と題しての集会を計画しております。この集会を機に、苦田ダムの建設に費用対効果の問題や、環境問題、不必要的苦田ダムから受水に伴う上下水道料金の値上げの家計への影響など市民生活に身近な問題を、今まで以上に全面に押し出して市民への働きかけを強めて行こうと考えているところです。

朝日3/16
奥津町で建設が進む苦田ダムに反対する市民団体のメンバーら227人が15日、水没予定地にある共有地の収用を認められる収用採決をした県収用委員会を相手に、裁決の取り消しを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定そのものが違法、不适当である以上、それに基づいた裁決も認められない」と主張している。ダムは本体工事がほぼ終り、5月には水をたしを求める行政訴訟を岡山地裁に起こした。原告側はダムの事業認定の取り消しを求める訴訟も同地裁で起きており、併合審理となる見通し。県収用委は昨年12月18日付で、共有地計り件、約1660平方㍍の収用を認めている。これに対し原側は「ダムの事

業認定取り消し求める

苦田ダム反対
市民団体提訴

2003年10月15日

岡山県収用委員会

会長 菊池 捷男 殿

苦田ダム土地共有者の会

会長 山比浜省吾

ストップ・ザ・苦田ダム

代表 矢山 有作

苦田ダム建設反対県民の会

会長 石田 正也

緑・川・人フォーラム

代表 橋本 省吾

苦田ダム建設に関する土地収用審理打ち切りに対する抗議

貴職は、苦田ダム建設工事等に関する土地収用裁決及び明渡申請事件の審理を、2003年10月5日開かれた第9回審理において、審理続行を求める地権者の声を無視して一方的に結審とされました。土地共有者ならびに苦田ダム建設に反対する県民を代表して抗議します。

審理を通して、私たちは起業者の事業計画がいかに杜撰であるか、事業に公共性がないことや権力をかさにきた土地収用にいたる経過の不法性・不当性などを徹底的に追及しました。ところが、土地収用委員会には「事業計画の妥当性を判断する権限はない」と強調するばかりで、地権者に対してまともに弁明も反論もしないで、「『意見書』に記載したとおり」と起業者が繰り返す答弁に、なんら注意も指導もしませんでした。このような起業者の不誠実な対応について私たちは、土地収用法第65条で収用委員会に与えられた「権限」を発揮するよう再三再四要請しましたが、貴職は一顧だにしませんでした。

また貴職は審理打ち切り直前に争点となった土地問題でも、収用委員会でさえ不明確と認めた奥津町杉字小原屋しき4番の土地境界について、これを徹底解明する努力を放棄し、起業者の主張を鵜呑みにして幕を引きました。この問題では、さる7月6日に収用委員会、起業者および地権者立会いによる現地再調査を行いましたが、「水路を境界とする」という起業者自身が「水路とは認められない」と言い、収容委員でさえ「山形の部分が水路だという認識は我々にはない」(第8回審理、右近会長代理)と表明しました。しかしそれでも起業者は「根拠とした国土調査の地籍図に『水路』がある以上境界は水路」という主張を変えず、貴職も変更を求めませんでした。これは「土地の範囲について明確にするのは我々の職務」(第7回審理)とした貴職の明言にも著しく逸脱する態度であり、私たちは認めるわけにはいきません。

以上述べた一部の事例をみるとまでもなく、貴職がとった収用委員会の運営・指揮のあり方は、当初こそ第三者的装いをつくろったものの終始起業者側に立ち、とりわけ「遅くとも平成16年5月より湛水試験を開始する」(第7回審理)との起業者発言後は、一気に終結に向けてリードされました。このような審理は、収用法の目的である「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」(第1条)との精神を踏みにじるもので、第三者機関の体をしておりません。これを黙認した各収用委員は、「法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者」(法第52条)の要件を満たしておらず、審理・裁決そのものが無効であると考えざるをえません。

私たちは、今回の収用委員会の措置に厳しく抗議するとともに、土地境界の確定、事業の妥当性について審理の再開をすることを強く求めるものであります。

以上

(1)

よみがえれ 奥津 —やっぱりいらん、苦田ダム—

2004年4月25日(日) 午後1時～

奥津町黒木

元苦田ダム建設阻止期成同盟会事務所跡地
(雨天の場合 同町女原 町民センター)

- 楽団演奏と歌声
- ダム反対闘争の報告と
たたかいの決意
- リレートーク
- 現地野菜市
- 出店(ピールとつまみなど)

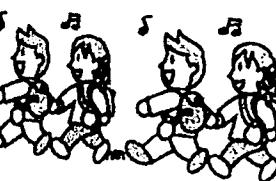


行政権力によってダム建設を強行した国と県。これに反対した現地住民と全国からはせ参じた土地共有者を中心とした支援者による、47年にわたる闘争。

昨年12月、県収用委員会が共有者の土地収用を裁決。共有者は3月15日、裁決取り消し裁判をおこした。

この5月1日からダムの湛水(たんすい)作業が始まる。まもなく湖底に沈む、かつての闘争拠点であった事務所跡地で、それでもダムは要らないと声を大にして訴えたい。

みんな集まれ、 奥津の山野に 歌声を響かせよう！



3月16日付
『山陽新聞』

損失額を共有者に補償、
強制収用する。明け渡し
期限は四月三十日。

奥津町の苦田ダム事業
で、水没予定地にある建
設反対派の共有地の地権
者二百二十七人は十五
日、県収用委員会が行つ
た国による強制収用裁決
の取り消しを求め、岡山
地裁に提訴した。

訴状では、県収用委員
会は昨年十二月十八日、
事業認定の違法性を訴え
る地権者側の申し立てを
「認定の審理は収用委員
会の権限でない」と却下
し、土地収用法に基づき
強制収用を裁決した。地

- 苦田ダム反対土地共有者の会
- 苦田ダムに反対する県民の会

- ストップ・ザ・苦田ダムの会
- 緑・川・人フォーラム

連絡先：岡山市春日町5-5 勤労者福祉センター 岡山地区労内 TEL 086-232-3741

山陽(2003.10.6)

2003.10.6 朝日

芦田ダム問題

県収用委員会が結審

年内にも裁決の見通し

国が奥津町に計画する苦田ダムの未買収地について、県収用委員会（会長・菊池捷男弁護士）

朝日(一〇三・十・六)

土) ならぬ、岡山市で9回目の審理を開き、「争底は出そろつた」として結審した。早ければ年内にも裁決される見込み。
水没予定地で、ダム建設に反対する住民約千人が持つ共育地の強制收用の是非について、国交省と土地所有者から意見を聴いた。

くした」として審理を打ち切った。これに対して土地所有者らは、「不当な議事運営だ」と反発。近く委員会の任命権者である石井が、弘知事に、委員解任を求めるなどを確認。今後、強制収用の裁決が出された場合、裁判の取り消しを求める行政訴訟を起す方針という。

國と所有者の主張が並

県収用委が結審

年内にも是非を裁決へ

国が岡山県奥津町に建設中の吉田ダムの水没予定地にある共有地の明け渡し問題で、県収用委員会は五日、岡山市内で九回目の審理を開き、結審した。年内にも収用の是非を裁決する見通し。

所有者と国土交通省の間で境界をめぐり最後まで意見が対立していた一ヵ所を集中的に審理。ダムの必要性についても議論したが、両者の主張はいずれも平行線のまま。このため、収用委は議論が同省は、目標の一〇〇七十五人が所有のうち、六百六十平方㍍、延べ千七百六十平方㍍が、踏み切った。出尽くしたと判断、結審に踏み切った。

収用委の裁決は、同省と所有者全員に送達され、効力が発生する。収用裁決が出れば、国は土地収用法に基づき、所有者の損失を補償して、強制収用する。

めでている。
所有者は結審に反発。
ストップ・ザ・吉田タム
の会の矢山有作代表は
「近く収用委の委員の解
任要求を岡山県知事に申
し入れる。収用の裁決が
出れば、裁判の取り消し
訴訟も検討したい」とし
ている。

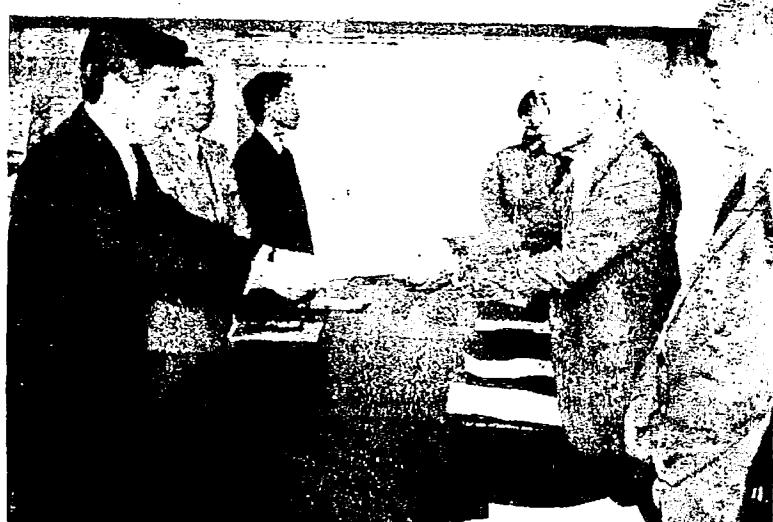
審理の再開求め 県収用委に抗議

小説(100年十十六)

県収用委に抗議
苦田ダム土地共有者
国が奥津町に建設し
いる苦田ダムの水没予
地にある共有地の明け
し問題で、県収用委員会

が審理を終結したことに
対し、土地共有者の会な
どは十五日、収用案の範
囲に抗議書を提出し、審理の再開を
求めた。

収用案は九回の審理で
議論が廻らんとしたと判断
し、今日五日目に審議した。
年内にも國による収用を
認めるかむづかを裁決す
る見通し。



文部省取用委員会下山事務局長
平瀬矢山代表(二〇〇三・十一・十五)

朝日(二〇〇二・十一・十六)

県収用委の審理
再開求め抗議文
國が奥津町に計画する
苦田ダムの未賃収地に関する
する県収用委員会（会長
・菊池連勇会長）が5日
の審理で結審したこと
受け、土地所有者らで構
成する4団体が15日、
「事業の妥当性の説明が
不十分だ」などとして、
審理再開を求める抗議文
を同委員会に提出した。

住民側の請求退ける

スム、3.25 苦田ダム

地裁判決で「需要予測、合理的」

4.3.25

奥津町で建設が進む苦田ダムに関連し、過大な水需要予測に基いて県が県広域水道企業団に出資金と貸付金を支出したのは違法だとして、建設に反対する市民ら39人が、石井正弘知事、出納長、県広域水道企業団を相手に約7億3千万円の損害賠償を求めた住民訴訟の判決が24日、岡山地裁であった。小野木等裁判官は「回収される見込みがない」として原告の請求を棄却した。

判長は「予測は過剰なものとはいえない」として原告の請求を退けた。

判長は「予測は過剰なものとはいえない」として原告の請求を退けた。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

このうち売り先が決まっていない約12万トンについて、県は「調整水量」として、県は「調整水量」として出資金などを事業団に支出している。原告側は「回収される見込みがない」として原告の請求を退けた。

判決について、ストップ・ザ・苦田ダムの会の矢山有作代表(80)は「主張が受け入れられず残念。控訴を食め対応を検討したい」と話した。

県支出は適法

苦田ダム水道用水負担金で地裁判決

4.3.25

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

岡山地裁であり、小野木等裁判官は「県の水需要等裁判長は「県の水需要予測は合理的で支出は適法」と請求を棄却した。

肱川流域委員会と「整備計画素案」について

大洲市の住民投票を実現する会 有友正本

『肱川流域委員会』について

問題点① 委員会の委員の構成

『肱川流域委員会』の委員の構成は、たびたび指摘されてきたことですが、かつての旧河川法の下で開催されていたダム審議会の委員 7 名 + 流域の市町村長 7 名です。この構成は、「肱川流域委員会のあり方は全国的にみても特異であり、河川法改正の趣旨を著しく没却し、当連合会はじめ様々な主体が住民参加制度の充実に関して積み上げてきた努力を水泡に帰しかねない虞を孕んでいる。」と日弁連の意見書で述べられているように、単に肱川の問題にとどまらずこれまでの、全国各地でのダム反対運動の成果を一举に覆し、新たなダム建設の方向を示すものです。

問題点② 議題が、『肱川の再構築案』に限定されていること

議題を、一昨年提示された『肱川の再構築案』を前提としていることも大問題です。昨年 8 月 28 日『肱川水系整備基本方針の状況及び河川整備計画の進め方について』が発表されると直ちに、「肱川水系河川整備基本方針はダム建設ありきで、再構築案を前提にしたものであり、他の方策に道を開ざすものであります。」と、昨年四国地方整備局に対して抗議し、一貫してこの姿勢を流域の諸団体は貫いてきたが、国土交通省は聞く耳は持っていないかった。

問題点③ 流域委員会での審議状況について

4 回の流域委員会が開催されたが、一回の開催時間が約 2 時間で、その内半分以上の時間が国土交通省の説明に費やされ、まともな議論はされなかった。第 3 回だけが、さすがに『肱川河川整備計画素案』が説明されたためか、少しほは議論があった。

『公聴会』へ出席した委員は、2 名しかいなかった。このことは委員自身も、流域委員会の委員であることに対する自覚が全面的に欠如していることを、示している。国土交通省の説明では、議事録を委員に渡すことだった。言い訳にもなりません。

『整備計画素案』について

問題点① 山鳥坂ダムを前提とした計画

山鳥坂ダムの、治水効果を過大に評価している。最後の『肱川の既設ダムと山鳥坂ダムの治水効果の変遷』を参考にして下さい。既設の 2 ダムの治水効果を徐々に小さくして、山鳥坂ダムの治水効果を次第に大きくしています。

『何が何でも山鳥坂ダムを建設するため』基本高水流量を、推定値まで含めて計算し必要以上に大きく設定し、その上整備計画素案では戦後最大の洪水流量が $5,000 \text{ m}^3/\text{s}$ だとして、この流量を 40 年に一回の洪水だと仮定に仮定を重ねて、異常に大きな流量を設定しています。全て山鳥坂ダムの必要性を訴えるための操作です。あわせてその中で、山鳥坂ダムの見せかけの治水効果を大きくしているのです。表「山鳥坂ダムの治水効果はわずかである」を、見てください。この表は、旧建設省発行の山鳥坂ダムのパンフレットから抜粋したものです。山鳥坂ダムの治水効果の実態は、かつて大洲市長が語ったように『ゼ

口とは言わないが』と表現される程度です。

問題点② 『山鳥坂ダムと中予分水に関する基本計画』の存続

分水は中止されたはずであるが、現在の山鳥坂ダムに関する全ての動きは、法的には基本計画をそのまま存続させる事により成り立っている。分水ダムとしての山鳥坂ダムは法的にも全てゼロにし、その上で肱川の治水に関する議論がされなければならない。

『住民意見交換会』について

流域内の会場 5箇所で行われた。野村町一回、肱川町一回、大洲市 2 回、長浜町 1 回の計 5 回です。参加者は、全体で 774 人とされている。かつての山鳥坂ダムの見直し案については、大洲市では市内の各公民館単位で十数回行われ参加者は 2000 人を超した。今回の意見交換会の参加者が、著しく減少している原因は、次のことが考えられる。『肱川整備計画素案』の意見交換会とされ、案内の文書にも山鳥坂ダムの一言も出てこないこと。これにより、肱川に対し高い関心も持つ住民も意見交換会に対して関心を持たなかつたことがうかがえる。このことからも、山鳥坂ダム隠しの『肱川整備計画素案』と言えるのではないでしようか。2 番目の原因として挙げられることは、山鳥坂ダムに反対する諸団体は、住民に対して意見交換会への参加を呼びかけたが、大量動員が果たせなかつた。

3 番目の原因としては、国土交通省・マスコミの説明不足が挙げられるのではないでしようか。山鳥坂ダムが建設へ向けて、現在どの段階にあるのかに関してです。具体的には、昨年 5 月の肱川河川整備基本方針が社会資本審議会へ提案されたときの新聞の見出しへは、『山鳥坂ダム建設に法的根拠』と表示され、一昨年 8 月の事業評価監視委員会の新聞見出しへは『山鳥坂ダム建設確定』であった。これらのことから、流域住民の間に山鳥坂ダム問題に対する一種のあきらめのような空気が流れているのではないでしようか。

意見交換会の運営に関して、国土交通省に対し強く苦言を呈さなければなりません。特に、大洲市での意見交換会についてです。大洲市で開催された 2 回の意見交換会では、最初と最後を、ダム推進派が発言している。事前に、国土交通省とダム推進派の住民とで、何らかの合意があったと考えられる。私が出席した最後の会では、何回挙手しても発言できない人が何人も残っている中で、司会者がこれで最後の発言になりますと説明するや、元ダム反対団体『肱川を守る連合会』の会長がおもむろに挙手すると即座に発言が許可される事があった。発言内容も「整備計画素案に対する意見」とされていることから、大きく逸脱していた。

山鳥坂ダムの治水効果はわずかである。

国土交通省の計算

洪水発生年月	大洲地点に対する山鳥坂ダムの効果		
	流量の低減効果 (m ³ /秒)	流量の低減率(%)	水位低減効果 (m)
1943年7月	160	3	0.14
1945年9月	280	6	0.24
1954年9月	160	5	0.16
1982年8月	140	5	0.15
1988年6月	90	3	0.10
計西洪水	280	4	0.21

注) 45年9月の洪水が戦後最大とされる洪水です。

既存ダムと山鳥坂ダムの洪水調整量の変遷

(単位 m³/s)

	昭和 56 年 野村ダム建設	平成 6 年 山鳥坂ダム建 設基本計画	平成 13 年 山鳥坂ダム建 設見直し案	平成 14 年 山鳥坂ダム建 設再構築計画 案	平成 16 年 肱川河川整 備計画（素 案）
鹿野川ダム	750	570	570	550	450
野村ダム	300				
山鳥坂ダム		240	240	350	400

公務執行妨害容疑とTV映像の証拠利用

水と森と平和の声 岩畠正行

2月12日愛媛新聞社説「TV映像の証拠利用 メディアの本質が損なわれる」が掲載されている。これは、大洲署が昨年、大洲市で起こった公務執行妨害容疑での書類送検にテレビ局の報道映像も松山地検に証拠として提出した問題を論説している。

内容は報道元である南海・愛媛放送は県警に厳重に抗議をして録画映像の撤回を求めたとある。理由は「取材映像は報道以外の目的に使用しないという、取材者は取材対象者の間の信頼関係を損なう」とある。御尤もなマスコミの主張である。これを受け、社説は「報道の根幹にかかわる問題でもあり、テレビ局が厳重抗議したというのは当然である。私達も重大な関心をもって推移を見守りたい。」とある。御尤もな論説である。

これらのメディア側からの主張は、映像と監視社会の問題で最近よく論じられる。今回大洲署での公務執行妨害容疑に限り言及すれば、知る由がないがカメラマンの参考事情聴取があったか気になるところである。現場に居た広範囲の関係者から事情聴取を行っていると聞いている。このことはさて置き、県警から連絡があった時は「社内で対応を協議する時間もなかった。」との新聞記事がある。

マスコミにとって、言葉は単なる伝達手段ではなく極めて戦略的な営利上且つ自社の生命線、報道倫理に基づいた聖職義務のある特権化したものの筈だ。と私は個人的には思っている。物語を作つての販売合戦に明け暮れるだけではないだろう。上記で主張していることを真摯に受け止めれば、「厳重に抗議する」と「対応を協議する時間もなかった」との南海・愛媛放送の姿勢には全く整合性がない、と判断されても致し方ないだろう。さらに言及すれば、「厳重に抗議」する姿勢に根本的な間違いがあることも指摘しなければならない。と言うのは、真実を報道する姿勢はあって当たり前だが、真実は写真の一齣で判断できる時もあれば、時間的経過に委ねた判断に因ることも往往にしてあることは歴史が物語っている。残念なことに今回の取材映像には上記の時間的経過が欠落していることである。真実を網羅した映像にはなっていないということだ。所謂極めて事件性の高いニュースとして報道されたことである。ここで申し述べておきたいのは、私も第三者的目撃者であることだ。問題の核心は、整備局関係者が「強制退去」との発令と同時に屈強な二人の職員による実力排除の手段に出たことである。この事件の発端ともいべき映像が写されていない。従つて結果だけの映像を大洲署署長がいう「捜査上、必要だったので送付した」というのでは真実を判断する基準からほど遠いものとは言えないか。社説にもあるように目撃者が居たから十分状況判断するに足る証言が得られるはずであり、敢えてテレビ映像が必要であったとは考え難い。また、驚くべきことは肱川流域委員会に傍聴者として地元刑事が居り写真集的に撮影をしている現実である。これは、推測するに、警察の写真証拠と民報テレビ局の報道映像が一致していることによる極めて計画的とも言える捜査方法の裏付けを狙つたものとも言えなくはない。そう邪推されても致し方ない結果になっている。何れにせよ、刑事が傍聴していて写真を撮っている事実は、何とも不可思議な光景であり、この肱川流域委員会の異例性を当初から物語っている。結果的には、マスコミ関係者の使命が公権力の下請け的機関になりかねない状況を呈している。これに危機感をもつた南海・愛媛放送が「厳重抗議」撤回を求めたのは、検討以前の問題として当然の対処といえる。さらに、取材対象者との信頼関係を回復、持続するには、抗議、撤回声明を出した後の対応がどのようなものであるかが問われる。是非信頼関係を取り戻せるに値する処置を講じてもらいたい。市民と報道機関のあり方に一石を投じて欲しいと願うのは、私一人ではない筈である。

川辺川ダム問題の現状と展望

～農民・漁民・住民がダム建設をストップする～

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会（手渡す会）

30センチ級の「尺アユ」が群れる、水質日本一の清流（環境省認定）である熊本県の川辺川に、九州最大級の川辺川ダム計画が発表されて38年。1999年度から4年連続で繰り越されてきたダム本体工事費が、2004年度は計上されませんでした。事業者である国土交通省は、6年連続でダム本体工事に着手できることになり、川辺川ダム事業は実質上凍結状態に入っています。

ダム建設をストップさせているのは、利水訴訟に勝訴した農民と、国土交通省の補償案を否決して収用委員会の攻防にまで持ち込んだ漁民と、目的のなくなったダム建設を中止し清流を未来に手渡そうとする住民の闘いの結果です。

●利水事業をめぐる攻防

～水が必要な農地は当初の5分の1～

川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水事業の事実上の中止を求めて、多くの農家が農水省を相手に裁判を起こした「川辺川利水訴訟」で昨年5月16日、福岡高裁は原告農家勝訴とする判決を下し、同19日には農水大臣が上告を断念し、判決は確定しました。

その後、「農民が主人公」を合言葉に、熊本県・農水省・地元自治体・利水訴訟原告団など関係団体が一体となり、川辺川地区の新たな利水計画を策定しようと、農家の意向を聞く意見交換会（昨年7月から3回、延べ76会場）や、ダム以外の水源を探る現地調査が進められてきました。

対象農家（4321戸）へのアンケート調査も2回実施され、農家が水を必要とする農地面積は約700ヘクタールで、当初計画の約5分の1でした。また水需要の分布では、農家が「水を必要」とする地区は点在し、島状でつながりがないことが分かりました。つまり、面ではなく、点での需要に対する細かな水手当てを考慮すべきです。

新利水計画の事前協議メンバーである中島熙八郎・熊本県立大教授は、「事業は国営でやるべきだが、既存施設の改修や多様な水源の活用で個別に対応できる」と述べています。熊本県も農水省の概要（たたき台）案に、川辺川以外の中小河川を水源とする案を加えるよう求め、同省と利水訴訟原告・弁護団も了承しました。

この利水事業は、土地改良法によると農家の申請事業であり、事業を成立させるには対象農家の三分の二以上の同意が必要です。つまり、過大な水需要に基づいた川辺川ダムによる利水計画は完全に頓挫したわけです。

●収用委員会をめぐる攻防

～消えた川辺川ダムの「公益性」～

球磨川流域に漁業権を持つ球磨川漁業協同組合は2001年に、2度にわたり国土交通省が提示した川辺川ダム漁業補償契約の受け入れを否決しました。これを受け2001年12月、国土交通省は漁業権の強制収用を求める裁決申請を熊本県収用委員会に対して行いました。

2002年2月から2003年11月まで21回の審理が開かれましたが、新利水計画の水源が確定する

まで審理は中断されています。治水・利水を目的とする川辺川ダム事業について、強制収用の前提となる「事業の公益性」は、「川辺川ダムから水を引く利水事業は違法」とする福岡高裁の判決が確定し、消えてしまったからです。

国土交通省は、新利水計画に伴う川辺川ダム事業への影響について「ダムの利水容量が変われば、ダム本体の基本計画変更が必要になる」との現状認識を示しました。

同省がダム計画を変更すれば、県収用委員会は収用裁決申請の却下要件に当たるかどうかを判断することになります。また、計画変更手続きには県議会の同意などが必要なため、同省が川辺川ダム本体建設に着手する道は限りなく険しくなっています。

●住民討論集会をめぐる攻防

～治水に川辺川ダムは不要～

住民側専門家による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年12月「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催しました。国の直轄事業に対し、事業者(国土交通省)と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論するこの形式は、全国にも例がない画期的な試みです。

2回目からは国交省が主催して、これまでに治水と環境をテーマに9回開催されてきました。その中で、治水上川辺川ダムが不要なことや、川辺川ダムが流域の環境に悪影響を与えることが次々と明らかにされています。

流域の河川改修が進み、未改修の一部の地区を除けば、今では過去最大の洪水が来ても球磨川からあふれません。多くの流域住民は過去の経験から、大雨の時にダムに限界までたまつた水が一気に放流される時の増水を恐れ、ダム建設に反対しています。危険なダム建設に頼るのでなく、人工林の間伐をすすめて山林の保水力をさらに高めることや、河川の浚渫をすすめ、より水害に強い地域づくりを進めていくことが求められています。そのほうが、より安全で環境にやさしく、地域振興にもつながります。

昨年12月の第9回討論集会で、今後、熊本県・国交省・住民で、森林の保水力調査を進めることが合意され、今年の梅雨から台風の時期に実施するための準備が進められています。今後は、事業者と住民とが情報を共有し、検証していくことが不可欠です。

●熊本県知事に潮谷義子さんが圧倒的な得票で再選！

4月4日に行われた熊本県知事選挙で、現職の潮谷義子さんが圧倒的な得票で再選されました。

潮谷義子さんは、2000年4月の熊本県知事就任直後「川辺川ダム建設に環境アセスが必要」との認識を示したのを皮切りに、これまでにダム事業に民意を反映させる様々な取り組みをされてきました。

「国は事業の妥当性など説明責任を果たす必要がある」として2001年12月、住民討論集会を開始しました。また昨年5月、川辺川利水訴訟で国が敗訴した後は、熊本県が中立的な立場で調整役となり、国や地元農民らとともに新利水計画策定に向けての取り組みを続けています。

このような、潮谷知事の川辺川ダム問題に対する姿勢を、私たち「手渡す会」は高く評価し、2月19日に後援会事務所を訪れ、推薦状を提出しました。また、選挙戦にも「手渡す会」メンバー全力で取り組み、ポスター貼りも全て市民メンバーで行うことができました。

川辺川ダム問題に関して、地元住民の意思と国土交通省の姿勢が大きく食い違ってきたことが、問題を長期化させた最大の原因だと考えられます。今後も潮谷知事が、ダム事業に民意を反映させ、ダム問題を円満

に解決されることを期待します。

(文責・緒方紀郎)

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

■連絡先 熊本県人吉市北泉田町214番地 重松隆敏方(事務局長宅)

TEL/FAX 0966(22)3917

地元マスコミの報道から

3月29日 熊本日新聞

各地を歩く知事選<2>

「川辺川ダム問題は県政の大きな課題です」

少し冷え込んだ二十四日朝。球磨郡町村会（会長・西村久徳五木村長）が推薦を見送った潮谷候補の声が、五木村役場前で響いていた。

西村村長は候補を出迎えるかどうか悩んだが、踏ん切りをつけてあいさつに立った。「いつまでもダム問題が足踏みすれば、球磨地域の発展はない。知事と町村長の険悪な状態はいいとは言えない。均衡ある発展は知事の使命」と強調。

続けて「農業利水も頑張ってもらわなければ。ダムができる前提で村づくり、地域振興を進めている」と声を張り上げ、「涙をのんで建設にOKした」と過去の経緯も説明した。

ダム建設に伴って水没する五木東小の旧校舎（木造二階建て）は昨年夏に取り壊された。六十五年間で約三千人の児童が学んだ「子守唄（うた）の里」のシンボルが姿を消したほか、役場や住宅も高台の代替地に移り、一帯は大きく様変わりした。

球磨郡町村議會議長会長の照山哲栄・五木村議會議長は「ダム問題をきっちりしたうえで、市町村合併も進めたい。歴代知事の考えを継承し、本体着工に入ってほしい」と願う。

「長い歴史のなかで、県はダムを造るという前提で動いてきた。一度も否定したことはない」と潮谷候補。ただ利水訴訟で国が敗訴、県収用委員会の審理も中断している現状があるだけに、「法的にクリアしないと身動きができない」と、ダム建設の是非は明言していない。

人吉市に住む後藤候補は「推進派、反対派を区別し、ぎくしゃくした関係が地元に生まれている。これでは球磨地域は幸せになれない」と指摘。ダムをどうするのか、早く判断しなければいけないと強調する。

総事業費約三千九百十六億円。うち九百六億円が県の負担分で、二〇〇二年度までに六百三億円を支出した。しかし、〇三年度以降の三百三億円分の行方は不透明なままだ。

ダム問題について「県政の大きな課題」と訴えた潮谷候補は同じ日の午後、人吉市の中心商店街でもマイクを握り、支持を呼びかけた。

その周りには、ダム賛成、反対の市民が“吳越同舟”で聞き入る光景が見られた。反対派は「ダム建設より森林の育成を」などと書いた横断幕を掲げ、一人の女性（48）は「我々がもっと積極的に行動し、建設反対の方に行かせたい」と話した。

熊本日日新聞 2004年3月6日朝刊

潮谷知事 利水事業の事前協議の難航に「立ち入って実態把握」

国営川辺川土地改良事業（利水事業）の新計画策定に向けた農水省、県、関係団体による事前協議が難航していることについて、潮谷義子知事は五日の定例会見で「私自身も立ち入って

（県側の）情報や実態を把握したい」と述べ、協議の進展に向け、指導力を発揮する意向を示した。

新利水計画策定をめぐっては、農水省が昨年十二月までに対象農家に対してアンケートを実施。それを踏まえて計画概要案をまとめ、事前協議に諮ることになっている。これまでの協議では、利水訴訟原告団が同省や県農政部のアンケートの分析内容や方法が不十分と反発。いまだに計画概要案の説明に入れない状態にある。

四日の協議でも、県農政部の説明に対し、調整役の県企画振興部からも異論が噴出し、協議が途中で打ち切られた。これに対し、知事は「二〇〇五（平成十七）年度の事業開始に向けて頑張っているという認識に違いはなく、農家の視点に立つという点も、県の中では揺らいでいないと思う」と強調。

県庁内に温度差があるとの指摘に対しては「もし首をひねるような事態が、昨日の事前協議にあったならば、本当に由々しい問題。再度、私自身も立ち入って事情、情報、あるいは実態を掌握したい」と述べた。

緑のダム構想学習会 反対派が熊本市で開催

川辺川ダム事業に反対している「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」（中島康代表）は五日、熊本市の市産業文化会館で森林の保水力を生かす緑のダム構想の学習会を開いた。

昨年十二月の川辺川ダムを考える住民討論集会で、事業主体の国とダム事業に反対する団体・研究者が共同で森林保水力を検証することが決まったのを受け、緑のダム構想への理解を深めるのが目的。

中島代表が「今こそ緑のダム」と題して講演。「研究者の試算では一帯の今の森林保水力は大きい。その分を差し引くと、国の主張する洪水時のピーク流量は随分小さくなる。適正な間伐で森林管理ができるれば、山の機能による治水だけで十分で、ダムは全く必要ない。山林の適切な管理は林業の活性化や雇用創出にもつながる」などと話した。

また、阿蘇郡南小国町の林業家がスギやヒノキと雑木林との混合林づくりを促すため、自ら実践している間伐方法を説明した。

人吉新聞 3月30日

川辺川ダム本体工事費は見送り

16年度事業予算を発表

国土交通省川辺川ダム砂防事務所（朝堀泰明所長）は、29日午後3時から人吉市役所で記者会見を開き、平成16年度の川辺川ダム事業予算について説明した。

それによると、ダム本体工事費は、同14年度の9億円のうち、8億円を同15年度に繰り越し、同年度の1億円と合わせて9億円を確保するなど同11年度から4年間繰り越していたが、同16年度には繰り越さないことになった。同16年度については、新利水計画を策定中のため、その内容が明らかになったのを見て対応するということからダム本体工事費については見送った。

同16年度予算は、ダム関係が前年度より54億円減の56億円、砂防関係が6億2400万円で前年度より1100万円少ない。ダム関係予算の内訳は、補償工事費23億円、用地補償費11億円、設計・測量費など調査費関係22億円となっている。

具体的には、五木中学校などの敷地造成（頭地代替地前面盛土部分は法面を含む約14・5ヘクタール、付け替え村道小八重橋（延長223メートル、有効幅員5メートル）の完成、頭地大橋（延長516メートル、有効幅員9・5メートル）の下部工の本格着工をはじめとした付け替え道路の促進、水没住民の生活再建対策を重点的に実施する。また、環境保全対策に積極的に取り組みながら同ダム事業の早期完成に努めることにしている。

ちなみに、同15年度末までの付け替え道路の進捗状況は、国道が全体の延長1万4100メートルのうち1万2531メートル（進捗率約89%）、県道が3100メートルのうち2312メートル（同約75%）、村道が1万8978メートルのうち1万4427メートル（同約76%）となっている。

同15年度末の事業費の進捗率は約73%（事業費ベース）。数値については、同14年度決算額に同15年度事業費を加えたものであり、現段階では決算値が確定していないため今後変わることがあるという。

朝堀所長は、「新たな利水計画を策定するために関係者が努力されている。それを見守るということになっているので、平成16年度は本体工事費を見送った。治水の上でダムが必要ということは変わっていないので、一日も早く着工したい」と話した。

そのほか、砂防関係では川辺川の左岸に位置する八代郡泉村椎原地区の椎原第二砂防堤（堤高13・5メートル、堤頂長52メートル）を新規に着手するほか、樅木川第二砂防堤（八代郡泉村）、田代第二砂防堤（相良村）、宮園第二砂防堤（五木村）の事業を促進することにしている。

ご挨拶

私は、徳島県の木頭村（きとうそん）村長として1993年から2001年までの8年間、「ダムに頼らない村づくり」を公約に取り組んできました。この間、建設省（当時）が同村に計画していた巨大ダム・細川内（ほそごうち）ダムの中止へ向けて、多くの「細川内ダム反対」の村民と共に全国的なご支援を頂きながら、2000年には日本の行政史上初めて中止を勝ち取ることができました。

私はこの厳しい闘いの中から、全国各地で必要性が無く当然に多く地元住民が反対しているにもかかわらず、強行されようとしているダムなどが日本中に蔓延していることを知りました。

この、国の財政逼迫の大きな要因にもなっている、いわゆる無駄な公共事業を中止するためには、まず国政での取り組みの重要性を痛感いたしました。さらに、最近の、狂牛病（BSE）、鯉ヘルペス、鳥インフルエンザ等、のすべては環境破壊の問題であり、その原因是、大量生産、大量消費、大量廃棄に組み込まれた政治と経済、文化にほかなりません。

これらを改めるには、ドイツをはじめEU諸国の「緑の党」や、「みどりの会議」のように今の「早く」「大きく」「高度に」から、地球は閉じた宇宙の一部でありすべての資源は有限なのですから、「ゆっくり」「小さく」「簡素に」へと、人間社会を自然との共生の方向へまず国政レベルで政策を転換することが先決であると確信しました。

この基本政策を掲げるには日本では「みどりの会議」のみであり、中村敦夫代表（参議院議員）をはじめ全国的な呼びかけ人やサポーターの皆様の熱意に押されて、国政へ向けた政治活動の重要性を痛感しております。

私が必要だと考えている、当面の政治的な基本目標は下記の5点です。

- 1、日本に初めて、環境政党をつくる。
- 2、森林の再生、農林漁業再興へ向けて「農林漁業再生法」（仮称）の制定。
- 3、川辺川ダム、山鳥坂ダムなど、全国の必要性が疑わしく当然に多く地元住民が反対している公共事業は一時休止から中止の方向で取り組む。第十堰問題は「今の中止の保全」と「可動堰を再浮上させない」方向で取り組む。
- 4、四国八十八箇所、全コースの「歩き遍路道の開設と整備」（世界遺産に）。
- 5、憲法違反の「イラク派兵の即刻中止」。

以上

2004年3月15日

藤田 恵

藤田恵ホームページ <http://www.fujitamegumi.com/>

藤田恵さん支援の呼びかけ

政野淳子

今後の藤田恵さんの活動に対し皆様からのご支援を呼びかけたいと思います。

1) カンパ先は

郵便局（口座番号）01630-5-110988（口座名）みどりの会議とくしまネットワーク
阿波銀行県庁支店（口座番号）普1091013（口座名）みどりの会議とくしまネットワーク

2) 藤田さんを呼んでの勉強会やミニ集会のアレンジ（交通費カンパも）、

3) 集会開催時のチラシ配布など、どのような形でも、支援するよという方・団体がおられましたら、
藤田さんご本人もしくは、電話0467-48-5556政野までご連絡をお願い申し上げます。